

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和4年10月定例会
(10月25日)

令和4年10月協議会
(10月25日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和4年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月25日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につ いて	5
日程第 4 議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算 について	10
日程第 5 議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 3号）	26
日程第 6 一般質問	29
閉 議	52
管理者挨拶	52
閉 会	52

令和4年10月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和4年10月25日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	金谷康弘	議員	2番	清水健一	議員
3番	山崎正男	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	8番	中澤広行	議員
9番	山崎雄平	議員	10番	茂木弘伸	議員
11番	須田勝	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	監査委員	田中誠
監査委員局長	土屋輝夫	事務局長	木村毅
消防長	星野光一	副消防長兼 消防署長	南安彦
副消防長兼 警防課長	山田知巳	消防本部長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	総務課長	熊迫奈緒美
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーン センター所長	永井茂久	消防本部長	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長	石田徹
消防本部総務課 庶務係長	藤木雅	企画財政係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士	事業課管理係長	

事務局職員出席者

書記長	平澤和弘	書記	都丸健一
書記	鶴巻大輔	書記	石坂勝義

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年10月25日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について
 - 第 4 議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
 - 第 5 議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 6 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（望月昭治議員） おはようございます。これより令和4年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままで発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日傍聴の申出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

さよう決しました。

開 議

午前10時01分

議長（望月昭治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（望月昭治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（望月昭治議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（望月昭治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において10番、茂木弘伸議員、15番、石倉一夫議員を指名いたします。

日程第3 議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について

議長（望月昭治議員） 日程第3、議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいまご上程いただきました議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

10月組合議会定例会の一般議案関係1ページをお願いいたします。建設から47年が経過した渋川広域消防署東分署を新築するものであります。

議案の内容について説明いたします。渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約を次のとおり締結したいから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

1の契約の目的は、渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）であります。

2の工事の概要及び場所は、鉄骨造2階建て、延べ面積707.01平方メートルの消防庁舎で、渋川市赤城町上三原田地内になります。

3の契約の方法は、指名競争入札であります。

4の契約金額は2億9,192万9,000円で、消費税及び地方消費税が込みであります。

5の契約の相手方は、群馬県渋川市村上153番地1、シンワ産業有限会社、代表取締役、室橋俊之であります。

2 ページをお願いいたします。議案第11号参考資料 1 は、入札状況を示したものであります。

工事名につきましては、渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は令和 4 年 9 月16日、指名業者数は11者、入札参加業者数は 9 者でありました。

入札回数は 1 回であります。

落札業者は、契約の相手方と同一であります。

予定価格は 3 億1,861万5,000円、落札価格は 2 億9,192万9,000円になります。

予定工期は令和 6 年 3 月15日までで、工事内容は参考資料に記載のとおりであります。

入札参加業者 9 者と入札価格については、南澤建設株式会社、無効、これは押印を欠く入札であります。株式会社飯塚組 2 億7,000万円、瑞穂建設株式会社 2 億6,670万円、ホクブ株式会社 2 億6,620万円、株式会社津久井工務店 2 億6,680万円、株式会社石関工務店 2 億7,300万円、株式会社兵藤工務店 2 億7,500万円、株式会社南雲建設 2 億6,650万円、シンワ産業有限会社 2 億6,539万円。落札価格は91.6%になります。なお、入札金額については消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 ページからは、渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）の参考図で、案内図、配置図、平面詳細図及び立面図になります。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） ただいま入札結果が報告されましたけれども、口頭であったものですから、文書での入札結果調書の提出を求めます。

議長（望月昭治議員） ただいま小池春雄議員から文書での提示ということですので、消防長、文書のほうの段取りはできますか。

消防長（星野光一） 休憩をお願いします。用意いたします。

議長（望月昭治議員） すぐ用意できる。

消防長（星野光一） はい。

休 憩

午前 10 時 10 分

議長（望月昭治議員） 暫時休憩いたします。

再 開

午前10時11分

議長（望月昭治議員） 会議を再開いたします。

小池春雄議員、文書で提出しましたが、質疑を続けてください。

14番（小池春雄議員） まず、お尋ねしますけれども、無効、辞退とありますけれども、これは指名をするときに相手の確認もなしに適当に指名しているという方法だったのですか。これは、どういうことだったのですか。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいま辞退をした業者を指定したのはというご質疑をいただきました。こちらのほうで指名競争入札の指定をした後に、業者のほうの判断でご辞退をいただいたということで考えております。

議長（望月昭治議員） ほかにご質疑ありませんか。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） おはようございます。ただいま上程されております議案第11号について質疑をさせていただきます。

先ほど入札結果調書が配付されましたが、11者でありました。これは指名競争ですから、組合のほうでこの業者ということで指名されたかと思いますが、この建築主体工事、この中でほかには市内における業者はいなかったのかどうかお聞きをいたします。

それと、今回11番目のシンワ産業有限会社が入札率91.6%で落札をしておりますが、この入札参加資格者情報詳細というものを群馬県のほうから取り寄せてみましたらば、建築一式工事格付登記は1級となっております。当然1級でなければ、これだけの金額ですから、指名には入れませんが、そこでお聞きしますが、これはオープンになっている情報ですが、客観数値が767点、主観点62点、総合計Aランクで十分800点以上ですからクリアしております。829点になっておりますが、この主観点の62点とはどのようなことで決められているのでしょうか。お示しをいただきたいと思っております。

それから、もう一点、シンワ産業有限会社についてはこういった大型というのですか、約3億円、消費税込みで3億円近い工事ですから、この建築工事に対して今まで実績としてどのような建築工事を行ってきたか、経験を積んでいるか、実例がありましたらばお示しをいただきたいと思っております。以上、2点ですが、お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほどのご質問に対してお答えをいたします。

まず、今回の入札につきましては、渋川広域圏内の建築一式工事で特定建設業の許可を持っており、建設工事等請負業者選定要領に基づき総合数値が800点以上の者をA等級相当として指名し、入札を行います。

した。この等級格別づけについては、建設工事等請負業者選定要領に基づき行っております。建築一式工事でA等級になるためには、経営事項審査結果により算出した客観数値と同要領第8条の規定により算出した主観数値とを合計した総合数値が800点以上であることが条件となります。なお、経営事項審査の手続は国土交通省に登録している経営状況分析機関が審査を行い、その分析結果通知書を踏まえ、変更届等の申請書を群馬県県土整備部建設企画課へ提出いたします。

続きまして、シンワ産業有限会社ですが、総合数値が829点であり、指名の条件に適合しております。工事ができるかに関してですが、落札し、現在のところは仮契約であり、今後は契約約款、建設業法ほか関係法令に従い工事が完成するものと思います。ちなみに、シンワ産業ですけれども、平成30年度からA等級に格付されております。なお、等級別格付は1年ごとに見直しを行っており、シンワ産業有限会社は建築一式工事について直近5年間、これは平成30年度から令和4年度までであります。連続してA等級に格付されております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） シンワ産業有限会社が主に渋川市の工事で受注をした工事の説明をさせていただきます。

請負総額1,000万円以上ということで抽出をさせて、ご説明をさせていただきたいと思います。平成25年度、伊香保関所改修工事、請負金額1,501万5,000円、平成26年度、子持公民館ホール天井改修工事、請負金額1,965万6,000円、平成27年度、道の駅おのこ農産物直売所増築工事、請負金額1,383万4,800円、平成28年度、渋川市立金島小学校屋内運動場非構造部材改修工事、請負金額2,881万4,400円、平成29年度、渋川市総合公園陸上競技場管理棟新築工事、請負金額1,934万2,800円、平成30年度、渋川市立豊秋小学校児童保育新築工事、請負金額3,300万4,800円、令和2年度、市営住宅大中子団地3号棟外壁断熱改修工事、請負金額2,777万5,000円。主な工事は、以上となっております。

主観数値のものでございますけれども、建設工事等請負業者選定要綱第8条で主観数値として加算する項目であります。主な加算項目といたしましては、建設工事の種類別工事成績評定、優良工事表彰、指名停止の状況、障害者雇用の状況、災害応援協定の締結等があります。それらを所定の式により数値化いたします。それをやったものでございますけれども、シンワ産業有限会社でございますが、令和元年度、令和2年度の工事の成績評定の平均が78点であります。計算式がございますけれども、78点から65点を引いた残り、13点を4倍いたしまして52点、それと災害応援協定を締結しておりまして10点、合わせて62点ということになります。建築一式工事におきましては、客観数値、先ほどありましたけれども、それと主観数値を合わせまして829点となっているところであります。以上であります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ただいま説明をいただきました。この中で格付等級のAランクについては、主観点の内容についても合計829点ということで分かりました。私がいろいろ聞いたかったのは、今回の金額もそうですけれども、普通の建築とまた違う特殊な建築に当たるかと思うのです、東分署の建築主体工事は。その中で資格を持った人が必ず必要なのですが、今回特定建設業を持っているかどうかと、持っている、当然8,000万円以上の工事をするところについては特定建設業の資格がなければできない、それに該当す

る管理技術者、また1級建築士、施工管理技士などのそういった資格を持った人が配置されなければなりません。その配置についても、監督として配置されるとほかの仕事にもつけなかったり、いろいろするのですが、その辺の、今仮契約の状況でありますけれども、本契約にならないと分からないといえればそれまでなのですが、状況調書というのでしょうか、いろいろな下請だとかそういったもの、それについてもしお分かりになればお示しをいただきたいと思います。管理監督の技術者、こういったものがしっかりとされているかどうか。何でこれを聞くかといいますと、ただいまの間、平成25年度から平成30年度までの1,000万円を超える工事というか、建築関係の仕事についてお示しをいただきましたが、特定建設業を持たなくても仕事ができる金額だったのです。今回は、約3億円近くの金額になりますので、その辺の人員配置はどのようになっているのか、もしお分かりになればお示しをいただきたいと思います。2問目です。お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） シンワ産業有限会社が特定建設業ということで資格があるか、その資格を持った者がどういう状況かというご質問かと思えます。私どものほうの聞き取りの中では、シンワ産業のほうでは技術者が2名いらっしゃるということでお話を聞いておりますので、それには該当するかと考えております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今2名いらっしゃるということでありますが、それはどんな資格を持った技術者なのでしょうか。例えば1級建築士、施工管理技士だとかいろいろありますが、その人が管理監督が務まるのかどうか、その辺につい3問目ですので、ただいるということではなくて、どういった資格を持っているのか、改めてお示しをいただきたいと思えます。過去において、渋川市でもそういった業者がいるというところが実際にはいなかったという事案も発生しておりますので、確認の意味でお示しをいただければと思えます。以上、3問目ですので、これで質疑を終わりますが、お願いをいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） どのような免許というか、というお話でご質問でございました。回答が不足なくて、誠に申し訳ございません。建築工事一式の管理技術者になるためには、1級国家資格、例えば1級建築士や1級施工管理技士という者が必要になるかと思えますけれども、シンワ産業につきましても1級建築士をお持ちの方もいらっしゃいますし、1級建築施工管理技士をお持ちの方もいらっしゃいます。先ほど申し上げたとおり、技士につきましても満たしているというふうを考えているところであります。

議長（望月昭治議員） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

議長(望月昭治議員) 日程第4、議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について提案理由を申し上げます。

令和3年度予算の執行に当たりましては、新型コロナウイルスの再拡大や変異株の動向に影響を受ける社会情勢の中でごございましたが、関係機関と連携、協力をしつつ、おおむね計画のとおり事業を実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。

また、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。

火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましては、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設、設備の計画的な補修工事を行いました。また、中長期的視点の中で焼却施設や埋立て施設の更新に対する基本的な方針を整備するため、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実強化に努めました。車両関係では、本署に配備してはしご付消防ポンプ自動車30メートル級の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車として更新しました。

また、現在計画的に進めている消防庁舎建設等事業では、南分署の建設工事が完了したほか、東分署の実施設計業務委託、西分署の基本設計業務委託を実施しました。

令和3年度における主要な事業は以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行でき

ましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと感謝を申し上げる次第であります。

内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

なお、田中誠監査委員につきましては、5月の臨時会において選任されておりますが、本日も挨拶をいただくことといたします。

田中監査委員。

（監査委員田中 誠登壇）

監査委員（田中 誠） 監査委員の田中誠でございます。決算報告に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

5月の臨時会におきまして、監査委員に選任いただきました。よろしくお願いいたします。本組合のさらなる発展のため、微力ではございますが、誠心誠意職務を全うしたいと考えております。つきましては、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

それでは、令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算審査意見についてご報告を申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれ要点のみ報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きいただけますでしょうか。第1の審査の種類から第4の審査の着眼点であります。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関係法令に適合して作成され、かつ計算に誤りがないか、収支が適法であるかなどについて8月1日から9月14日まで審査を行い、その意見書を10月6日に管理者へ提出いたしました。

第5の審査の結果であります。審査に付された決算書類は審査した限りにおいて関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

次に、第6、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の本年度収入済額は33億9,737万円で、前年度に比べ1億5,413万円、4.8%の増加でありました。歳出の支出済額は33億686万円で、前年度に比べ1億9,604万円、6.3%の増加でした。歳入歳出差引残額は9,050万円となりました。

次に、2ページをお開きください。2、決算収支の状況についてであります。上段の表、左から2列目です。令和3年度をごらんください。区分欄4行目の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、5行目の実質収支額は9,050万円となります。7行目の単年度収支額は4,191万円の赤字となっております。単年度収支額の中には、実質的黑字要素である基金積立金と赤字要素である基金の取崩し額が含まれておりますので、これらを加減した最下行の実質単年度収支額は7,933万円の赤字でありました。

3ページをお願いいたします。上段の表、歳入決算状況をごらんください。本年度収入済額の予算現額に対する収入率は99.6%、調定額に対する収入率は100%であります。収入済額は前年度に比べ1億5,413万円増加しております。不納欠損額及び収入未済額はありませんでした。

下段の款別歳入決算前年度比較表をごらんください。最下行、令和3年度の収入済額の合計は33億9,737万円で、その主な内訳は1款構成市町村からの分担金及び負担金26億495万円、2款使用料及び手数料1億7,734万円、10款組合債3億9,500万円で、この3つの項目で歳入総額の93.5%を占めております。

同じ表の右欄ですが、前年度との比較における増減額の合計は前年度に比べ1億5,413万円増加しております。その主な増加の内訳ですが、3款国庫支出金4,066万円、8款繰越金2,706万円、9款諸収入1,813万円、10款組合債1億4,940万円の増加と、それと1款分担金及び負担金6,962万円、2款使用料及び手数料146万円、5款財産収入707万円、7款繰入金648万円の減少であります。

次に、5ページをお開きください。(2)の歳出について申し上げます。上段の表、歳出決算状況をごらんください。本年度の支出済額は33億686万円で、予算現額34億1,169万円に対する執行率は96.9%で、支出済額は前年度に比べ1億9,604万円の増加であります。

次に、款別歳出決算前年度比較表でございますが、こちらのほうは支出済額33億686万円の主な内訳となります。2款の総務費1億4,689万円、3款の衛生費9億8,389万円、5款の消防費18億8,584万円及び7款公債費2億8,698万円で、この4項目で歳出総額の99.9%を占めております。

同じ表の右欄の前年度比較における主な増減は、5款の消防費2億5,172万円の増加、それから7款公債費4,748万円の減少です。

次に、公債費について少々申し上げます。少し飛びますが、16、17ページをお開きいただけますでしょうか。別表4-1でご説明させていただきたいと思っております。組合債の年度別借入・償還状況一覧表であります。表の中ほど、黒く網かけしてあります令和3年度の欄をごらんください。16ページの左から3列目、令和3年度の未償還残高は19億7,926万円です。未償還残高は、平成26年度以降毎年減少しておりましたが、本年度は増加に転じております。

それから、17ページ左から2列目、令和3年度の元利償還額の合計は2億8,659万円で、前年度に比べ元金と利子の合計で14.2%の減少でした。

次に、すみません、18、19ページの別表4-2をお開きいただけますでしょうか。この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示したものです。表の中段、二重線の部分、令和3年度は、これは別表4-1で説明しました元利償還額の合計2億8,659万円の内訳となっております。18ページのごみ処理施設から19ページの消防施設の5区分となっております。この表の最下行、償還予定額をごらんください。こちらは、各区分ごとの令和3年度末における令和4年度から令和18年度までの元利償還予定額となっており、その合計額は19ページの最下行、右から1列目の元利合計欄の20億511万円です。

すみません。戻りまして、6ページをお願いできますでしょうか。6ページですが、(3)、実質収支に関する調書について申し上げます。地方自治法施行規則16条の2の様式に従って作成されており、こちらのほうは計数は正確でありました。歳入歳出差引額は9,050万円で、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額は同額の9,050万円です。そのうち4,526万円は、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられます。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。ア、公有財産の土地及び建物の本年度末の現在高ですが、土地は15万7,519平方メートルで、前年度に比べ増減はありませんでした。建物は3万1,075平方メートルで、前年度に比べ845平方メートルの増加でした。

イ、物品では本年度末現在高は171点で、前年度に比べ3点増加しております。

次に、7ページ、ウ、基金であります。基金の状況の表をごらんください。基金の数は2基金で、最下段、合計欄の決算年度末現在高は14億3,820万円でありました。その内訳は、区分欄1段目、財政調整基金が4億1,039万円、2段目のふるさと市町村圏基金が10億2,781万円でした。

次に、すみません、8ページをお開きください。最後に、第7の意見を読み上げさせていただこうと思います。第7、意見。

本組合の財政においては、財源の7割以上を構成市町村からの負担金が占める中、施設の老朽化が進行し、補修工事や施設更新などに要する経費の増加が見込まれる状態である。

このような中、本年度は、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に取り組んだ。

本組合の決算状況について見ると、歳入は33億9,737万円、歳出は33億686万円で、前年度に比べ歳入が1億5,413万円、歳出が1億9,604万円の増加となった。

形式収支額は9,050万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源はなかったため、実質収支額は同額の9,050万円となり、前年度実質収支額1億3,242万円を差し引いた単年度収支額は4,191万円の赤字となった。基金への積立てや取崩しを加減した実質単年度収支額も7,933万円の赤字であった。

歳入について見ると、前年度に比べ増加している主な要因は、組合債で消防庁舎建設等事業及び災害対応特殊はしご付消防ポンプ車更新の消防債の増加です。また、諸収入のうち雑入は、有価物売払収入においてアルミニウム、鉄の取引単価が上昇したことにより増加している。分担金及び負担金については、ごみ処理施設費負担金の衛生費負担金及び斎場やごみ処理施設整備関連事業の起債償還終了に伴い公債費負担金が前年度に比べ減少している。

歳出について見ると、衛生費における夜間急患診療所管理事業では、利用人数の大幅な減少から新型コロナウイルス感染症に対応した診察体制を確保した上で、業務体制を変更し経費削減となりました。また、しらゆり聖苑の維持管理では、火葬設備の計画的な補修工事を行い良好な施設管理に努めた。清掃センター及び環境クリーンセンターでは、運転管理業務を継続して民間委託し、各設備機器の点検整備や、老朽化した各種機器の補修及び更新工事を行った。

消防費において、消防庁舎建設等事業は、南分署が完成し、東分署の実施設計業務、西分署の基本調査業務などが計画的に進められている。

車両関係では、本署配備の24メートル級はしご車を30メートル級の災害対応特殊はしご付消防ポンプ車へ更新した。

歳出の主な増減を性質別に見ますと、前年度に比べ、人件費、物件費、扶助費及び普通建設事業費が増加し、維持補修費、補助費、公債費及び積立金が減少しています。

本組合の財源は、構成市町村の負担金が大部分を占めるため、職員一人一人が常に費用対効果を意識し、経費の削減等、効果的かつ効率的な運営が望まれます。

また、各施設の老朽化が進行していく中、修繕費を含めたトータルコストの節減を図るため、施設の延命化及び計画的な更新を推進していくよう努めてほしいと思います。

本組合は、ごみ処理やし尿処理、消防といった住民生活に密着した必要不可欠な業務を担っています。

今後も限られた行政資源を最大限に活用し、圏域住民に対し安定的かつ継続的にサービスを提供できるよう努力することを要望します。

すみません、ちょっと長くなりまして。以上で令和3年度の一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明申し上げました数値などについては要約して申し上げましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

議長（望月昭治議員） 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料をご用意ください。1ページをお願いいたします。1の実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は33億9,737万2,000円、予算現額に対する収入率は99.6%であります。2の歳出総額は33億686万3,000円、予算現額に対する執行率は96.9%であります。3の歳入歳出差引額は9,050万9,000円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額と同額の9,050万9,000円となっております。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4,526万円であります。これは、財政調整基金条例に基づきまして、決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、2の財産に関する調書であります。1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括で、決算年度中の増減高につきましてご説明を申し上げます。表の最下行、合計をごらんください。土地につきましては左から3列目、決算年度中の増減額はございませんでした。内訳でございますが、区分欄上から2行目、その他の行政機関のその他の施設12平方メートルの増加は、環境クリーンセンターの土地でございます。また、区分欄上から3行目、公共用財産のその他の施設の12平方メートルの減少は、環境クリーンセンターと隣接する広域圏運動場の土地であります。これらは、公有財産台帳の記載に誤りが判明したため整理をしたものでございます。次に、建物であります。最下行合計をごらんください。表の左から9列目、建物内非木造の決算年度中の残高は845平方メートルの増加であります。内訳であります。区分欄2行目、その他の行政機関、消防（警察）施設の845平方メートルの増加は、消防署南分署を更新整備したことによるものであります。決算年度末現在高を申し上げます。土地が15万7,519平方メートル、建物が3万1,075平方メートルとなっております。

3ページをお願いいたします。2の物品であります。財務規則の規定によりまして、取得価格が100万円以上のもの、自動車につきましては排気量550cc以上のものを整理しております。区分欄下から4行目、消防関係機器2台の増は、令和3年度に更新をいたしました消防署南分署の乾燥室に設置した乾燥機及び火災訓練用機器であります。区分欄下から3行目、救急関係機器1台の増は、救急訓練用の高度救命処置機器を購入したものであります。

続きまして、3の基金であります。1の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算

年度中の増減高は2,879万7,000円の増額であります。これは、令和2年度決算剰余金6,621万6,000円及び財政調整基金利子3万4,000円を積立ていたしましたが、一般会計への繰入金といたしまして消防自動車等購入事業をはじめ、各事業に合計3,745万3,000円を充当し、相殺したものでございます。決算年度末現在高は4億1,039万2,000円となりました。

(2)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるため設置されたものであります。区分欄1行目、現金の決算年度中の増減高は69万8,000円の減であります。また、令和2年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等80万8,000円を積立ていたしましたが、一般会計への繰入金といたしましてふるさと市町村圏事業に150万6,000円を充当し、相殺したものであります。決算年度末現在高は10億2,781万1,000円となります。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容につきましてご説明を申し上げますので、決算関係議案書をご用意ください。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和3年度一般会計歳入決算事項別明細書につきましてご説明を申し上げます。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄、26億495万9,000円は、分賦割合により納付いただきました市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料につきましては、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料、収入済額の欄、1億7,462万100円は、事業系一般廃棄物1万536トン及び清掃センターへ直接搬入された家庭系一般廃棄物1,105トンに対する手数料となります。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料249万9,000円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金5,637万円は、消防署本署に配備した災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車に対し交付されたものであります。

4款県支出金2項県補助金1目1節衛生費県補助金、備考欄、救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金359万3,000円は、北毛病院が整備した麻酔器に対し、当該補助金の交付対象となったため交付されたものであります。

5款財産収入につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。5款財産収入2項財産売払収入1目1節、備考欄、物品売払収入123万5,790円は、はしご付消防ポンプ自動車を売却したものであります。

9款諸収入につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。2項雑入2目1節、備考欄5行目の有価物売払収入3,944万762円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売払収入であります。7行目の再商品化委託返戻金635万5,189円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。8行目の高速自動車道救急業務支弁金486万4,185円は、高速自動車道における救急業務に対して東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。

3目1節弁償金、備考欄の原子力損害賠償金153万1,200円は、東京電力ホールディングス株式会社が福島原子力発電所事故に対して行った放射性物質濃度測定等の賠償金であります。

10款組合債1項1目1節消防債、備考欄1行目の消防自動車整備事業債1億5,110万円は、消防署本署に配備したはしご付消防ポンプ自動車に係るものでございます。2行目の消防庁舎建設等事業債2億4,390万円は、令和2年度から令和3年度にわたり整備しておりました消防署南分署の建設工事及び東分署の実施設計業務委託に係るものであります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の説明につきましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容につきましてご説明申し上げます。また、目の全部が経常的な経費である場合は説明を省略させていただきます。なお、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明を申し上げます。

1款議会費であります。執行率は59.4%であります。

2款総務費の執行率は98.1%でありました。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものでございます。

ここで、各款にわたる人件費につきまして一括でご説明をさせていただきます。再任用職員を含む組合職員186人に対する給料、手当及び共済費等の人件費の合計は、予算現額14億4,265万2,000円に対しまして、14億3,129万2,746円となり、執行率は99.2%でした。主な不用額は、5款消防費における時間外手当の執行残で、新型コロナウイルスの影響によりまして、大会や訓練の出場日数や出場時間等が減ったことによるものであります。

備考欄最下行、一般経費は、事務管理に係る消耗品費、物品借上料等のほか、住民訴訟裁判に係る弁護士との訴訟委任契約に基づき、委託料を支払ったものであります。

15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄下から3行目、派遣職員給与費は、渋川市、吉岡町から派遣職員4人分に係る給与費等の負担金であります。備考欄下から2行目、財務会計システム事業は、財務会計用サーバー等ハードウェアを更新したもの及びシステム利用料であります。17ページ、18ページをお願いいたします。備考欄2行目、情報機器等整備事業は、主に事務局及び消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理に係る経費であります。

最下段の2項ふるさと市町村圏事業費は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して事業を実施したものであります。19ページ、20ページをお願いいたします。1目活動事業費の備考欄1行目、広報事業は、組合広報紙「広域だより」を発行いたしまして、圏域住民の全世帯に配布をいたしました。2行目、防火活動推進事業は、防火を呼びかける火災予防運動ポスターを作成し掲示をしたほか、圏域の小中学生を対象といたしました防火ポスター募集に係る参加費等の購入をいたしました。

中段下の3款衛生費の執行率は96.5%でありました。1項1目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めたものであります。備考欄1行目、在宅当番医制事業、2行目、歯科在宅当番医制事業、最下行、病院群輪番制病院事業の3事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

2目は夜間急患診療所費であります。備考欄最下行、夜間急患診療所管理事業は、年間を通しまして夜間の内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、

渋川地区医師会に診療業務を委託したものが主なものでございます。

最下行、3目は火葬場・斎場費であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業は、恐れ入りますが、21ページ、22ページをお願いいたします。備考欄をごらんください。指定管理料及び火葬炉等補修工事が主なものでございます。令和3年度は、しらゆり聖苑西側緑地帯を地権者に返還するため、測量設計業務委託を実施いたしました。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄8行目、需用費1,879万4,153円は、電気料、燃料費及び薬品費等の執行残額であります。不用額欄10行目、委託料266万8,175円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰運搬業務委託料及び最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪業務委託料の執行残であります。

備考欄最下行、清掃センター管理事業は、清掃センターの運転管理業務委託、不燃ごみクレーンの補修工事及びダイオキシン類測定等を実施したものでございます。23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄1行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄2行目、粗大施設維持管理事業は、回転式破砕機内の部品などの購入及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄3行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事等を実施したものであります。備考欄4行目、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託等を実施したものであります。備考欄5行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスビンの再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ300万円、またエコ小野上最終処分場関連では渋川市に500万円を交付したものであります。

3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄下から2行目、需用費364万4,348円は、電気料及び薬品費等の執行残額であります。25ページ、26ページをお願いいたします。不用額欄3行目、工事請負費397万4,150円は、酸素製造装置等補修工事及び前処理施設整備補修工事などの執行残額であります。

備考欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は、薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実施したものであります。

4目備考欄、一般廃棄物処理施設整備推進事業は、一般廃棄物処理基本計画の策定支援業務委託を実施したものであります。当該計画は法定計画でございまして、令和4年度から15年間の基本計画を策定したものであります。

4款労働費の執行率は96.0%でありました。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄1行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用しております渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成をしたものであります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。引き続き、5款消防費につきましては、消防長から説明をいたします。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書25ページ、26ページをお願いいたします。消防費の執行率は97.0%であります。1項消防費1日常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害対応に係る経費でございます。令和3年度の火災発生件数は36件で、前年度に比べ2件増加しました。内訳は、建物火災17件、車両火災5件、林野火災2件、その他の火災が12件でした。救急出動件数は5,235件で、前年度に比べ455件の増加で、搬送人員は4,697人でした。救助出動件数は92件で、前年同数でした。主なものは、交通事故によるもので39件でした。

27ページ、28ページをお願いします。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄6行目、10節需用費479万1,067円は、燃料費、車両修繕費及び医薬材料費等の執行残によるものが主なものであります。不用額欄8行目、12節委託料299万3,311円は、救急救命士養成事業及び職員健康管理事業の執行残によるものが主なものであります。不用額欄12行目、18節負担金、補助金及び交付金313万582円は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金減額によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち、主なものについてご説明いたします。備考欄2行目、一般経費ですが、物品借上料は寝具のリース料及び複合機の借上料であります。備考欄3行目の応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。33回の講習会を開催し、715名が受講いたしました。備考欄4行目の職員研修事業は、県消防学校に22名、その他の研修に11名の職員を派遣し、知識や技術の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金であります。備考欄5行目の救急救命士養成事業は、救急救命東京研修所へ1名を派遣し、新規救命士を養成しました。また、ICLS資格取得に1名、気管挿管や薬剤投与等の病院実習に3名派遣し、救急体制の強化を図りました。令和3年度末で救急救命士は43名です。備考欄6行目の職員健康管理事業は、B型肝炎等各種感染症の抗体検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。29ページ、30ページをお願いいたします。備考欄2行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。備考欄3行目、業務用備品管理事業は、高度シミュレーター、救助用ロープ、防毒マスク吸収缶及び配置計画に基づく消防用ホース、AED及び化学防護服等を購入しました。備考欄4行目、職員被服貸与事業は、新採用職員4名を含む職員の制服及びセパレート型防火服等を購入し、貸与しました。備考欄5行目、救急事業は、救急用器具、感染防止用品、三角巾及び酸素ガス等を購入しました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当ての指示及び救急資機材の点検に係る経費であります。備考欄7行目、消防共同指令センター運営事業負担金は、消防救急無線のデジタル化に伴う高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金であります。

31ページ、32ページをお願いいたします。2目消防施設費は、消防施設の建設及び車両更新に係る経費でございます。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄4行目、12節委託料の977万1,000円は、東分署建設工事実施設計業務委託に係る契約差金及び西分署建設工事基本設計業務委託に係る契約差金が主なものであります。不用額欄5行目、14節工事請負費2,585万8,600円は、南分署建設工事に係る契

約差金であります。

備考欄 1 行目、消防自動車等購入事業は、本署に配置している災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を更新しました。備考欄 2 行目、消防庁舎建設等事業の測量設計委託料は、東分署建設工事実施設計及び西分署建設工事基本設計の業務委託、工事請負費は、南分署の建設工事請負費、庁舎備品は、新南分署の事務用家具等の購入費であります。

以上で 5 款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 続きまして、6 款からご説明をいたします。

31 ページ、32 ページをお願いいたします。6 款教育費の執行率は 44.9% でありました。1 項保健体育費 1 目体育施設費は、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設した広域圏運動場の維持管理を実施したものでございます。備考欄の運動場管理事業は、運動場の除草や樹木剪定に係る維持管理経費が主なものであります。

7 款公債費の執行率は 100% でありました。1 項公債費 1 目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借り入れた組合債に係る償還金であります。なお、令和 3 年度末の組合債現在高は 19 億 7,926 万 8,000 円となります。

以上で議案第 12 号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

11 番、須田勝議員。

（11 番須田 勝議員登壇）

11 番（須田 勝議員） 決算書の 12 ページと参考資料で 9 ページ、備考欄の有価物売払収入の 3,944 万円、これは先ほどの説明でアルミ、スチール、その他の収入だと思えます。それとあと、その下の再商品化委託返戻金の 635 万円、これはペットボトルだと思えますが、なぜ広域組合で収入だけ得て、市町村民に還元はしないのかと、参考資料のほうに取りあえず組合はごみ処理事業としてペットボトルとビン類のみしていますが、そのほかの資源化のごみはなぜ扱わないのか、その区別を教えてください。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 2 点ほどご質疑をいただきました。有価物売払収入及びペットボトルに係る返戻金について、還元等々ということですが、先ほども監査委員の報告等もございましたが、各構成市町村からの分担金が非常に多くを占めております。広域組合の貴重な財源でございますので、その分は広域組合の事業に充てるということで現在のところ考えているところであります。

また、その他の資源ということですが、これらのものにつきましては通常的一般廃棄物の収集における収集物を分別した結果、このような結果になっておりますので、改めて別で物を集めると、そういうことは現在のところ考えていないところであります。

議長（望月昭治議員） 11番。

11番（須田 勝議員） 局長の言うことは分からないことでもないのだけれども、3月の予算のときも言いましたけれども、これと令和3年度の決算だからまた言うのだけれども、アルミ缶、スチール缶、その他の鉄くず、これ誰が出している。まじめな市町村民がごみ集積所に出しているのでしょうか。それをあなたたちの組合でいただいて、お金にしているのではないですか。では、例えば市町村で、渋川市は資源ごみとして段ボール、古紙、当然その中に空き缶、空きビンを取っているのです。聞いていますか。それで、渋川市なんかの場合は段ボール、古紙、先ほど言ったアルミ缶、スチール缶は市民にお金として還元しているのです。我々の地域は、自治会でそれを集めている。その集めている中にペットボトルと空きビン、空きビンといってもお酒の一升ビン以外、ちっちゃなドリンク剤のビン、それを広域組合の容器の中に市民がみんな入れていってくれる。一番今多いのはペットボトル。かさばるのです。80立方センチの容器の中に、月2回集めるのですが、それが10個以上集まるのです、ペットボトルは。ちっちゃなドリンク剤のビンも、市町村圏の容器がありますよね、それに最低5箱集まるのです。段ボール、古紙以上に集まるのです。やはり善良な市町村の市民町民、村民が仮にそれを段ボールなんかを集積所に持っていったら集積所は当然入り切らない、ペットボトルは軽いから風で飛ばされる。そういうことになったら、ペットボトルだらけになってしまいます。ご理解いただけますか。だから、真面目な自治会、真面目な市町村民がちゃんとペットボトルを洗って出しているのであれば、あなた方だけがペットボトルの報奨金をもらわないで市町村民に還元したらどうですかという質疑なのですが、何か一般質問みたいな形になってしまいましたけれども、それをお答えできますか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ペットボトルの回収に伴う各自治会等に対しまして、私どものほうで返戻金の還元をした上でというようなご質疑をいただきました。先ほど来ご回答申し上げているのですが、返戻金につきましては広域組合の貴重な自主財源という形になっております。これを一度各市町村にお戻しした場合には、改めて各市町村から分担金をいただかなければならないということになってくるかと思えますので、広域組合といたしましてはそちらのほうはいたしかねるということで考えております。また、各自治体におきまして分別収集等々を努力していただいた自治体等に関しては、各施策のほうでご検討いただければと、私どもでは言うことではございませんけれども、そのような形になるかと思えます。以上です。

議長（望月昭治議員） 11番。

11番（須田 勝議員） それは、局長の答弁は先ほどと同じ、できないと。では、これは決算ですから、来年度に向けて私のこれからこの質疑が来年度に向けてですよ。参考資料の9ページにビン類とペットボトル、ビン類は前年から減少している。だけれども、ペットボトルは微量だけれども増えているという結果が出ていますよね。みんな資源ごみは、前年よりマイナスになっている。これはいいことですが、ごみというごみが減るのだから。これは、経済状態の落ち込みか、物価の値上がりかというような形で出てくるのだらうと思いますけれども、今私が一番感じていることは缶コーヒーだとか、ビンのドリンク剤はだんだん、だんだん減少して行って、ほとんどペットボトル化になっています。ペットボトルでも大な

り小なりいろいろなペットボトルがある。国の政策だか、どこの政策だか知らぬけれども、もう缶のコーヒーはなくなると思います。鉄が高いからです。だけれども、そういう形でペットボトルだらけになったら、市民はそのペットボトルの捨て場所が困る。だけれども、真面目な自治会なり、真面目な市町村はそれを集めている。やっているのだ。もう一度、資源ごみとして段ボールや古紙と一緒にの扱いを来年度は考えてほしい、そういう質疑でございます。資源ごみを同等化、差別しないでいただきたい、こういう質疑でございます。以上。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ペットボトルにつきまして、資源ごみの扱いということでご要望をいただきました。現在広域組合で処理をいたしていますものにつきましては、一般廃棄物ということで家庭から出されたごみを処理している形でございます。資源ごみとしては、各自治体、また中にあります自治会や育成会等が独自にやっていらっしゃるかと思いますので、広域組合といたしまして誠に申し訳ないのですけれども、ペットボトルを資源ごみという形で収集をするというのはなかなか難しいかと思えます。

議長（望月昭治議員） 13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 令和3年度決算について、質疑をさせていただきます。

まず、1点目は歳出の中で13、14ページになりますが、事項別明細書の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の中で、職員人件費について全体の部分で説明があったかと思えます。再任用を含む186人ということでありますが、具体的に再任用、臨時職員、俗に言うパートと正規職員、この内訳はどのようになっているのか。今この人数で足りているのかどうか、全体の部分でお示しをいただければと思えます。

それから、次の15、16ページになりますが、この総務費の関係であります。顧問弁護士費用は通常の部分で報償として10万円出されております。今回この関係で鉄鋼スラグの裁判等々が行われておりますが、この間に裁判費用として弁護士に払った費用についてはどのくらいになっているのかお示しをいただきたいと思えます。

それから、これは市の広域組合のインターネットで全ていろいろなデータが出ているのですけれども、それについて1点だけお聞かせをいただきたいと思えます。これは令和2年度分の資料でしかないので、どこで質疑をしていいか不明なので、お願いをしたいのですけれども、今、金井にあります総務課で持っている土地について、普通財産として3筆あります。これは、売却可能ということで、旧渋川警察署の跡地になるかと思うのですが、これも期末の帳簿簿価で、3筆ありますが、4,360万5,664円と423万9,944円、また2,851万6,403円ということで2筆ありますが、この辺の今利活用はどのように考えているのか。これだけの面積がありますから、何か組合として考えがあるのか、処分の方向でもあるのか、こういったことも含めてお示しいただければと思えますが、お願いをいたします。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 3点ほどご質疑をいただいたと思えます。まず、人件費ということでございます。人件費につきましては、再任用を含めまして正職員数をお話をちょっとさせていただいたのですが、正職

員につきましては再任用が3人ということでなっております。そのほかに会計年度任用職員という形で3名になっているかと思えます。充足しているかということでございますけれども、その人数で業務のほうは回っていているということで認識をしているところであります。

また、弁護士費用でございますけれども、こちらのほうにつきましては2月補正で弁護士費用のほうを取らせていただいたところでございますが、報酬につきましてはちょっと数字を、申し訳ございません、今引いていきたいとは思いますが、報酬につきましては2審のほうが成功報酬を2倍という形でたしか取らせていただいたと思っております。また、経費等につきましては、弁護士会のほうで標準的な経費がございまして、それを基にあとは交通費等の実費を上げたというふうに記憶をしているところでございます。すみません。数字につきましては、ちょっと今すぐに、申し訳ないですけれども、確認をさせていただいてお答えをしたいと思えます。

それとあと、元の渋川警察署跡地の活用というようなことでございますが、署長官舎のほうも含めましてたしか跡地があるかと思えます。署長官舎のほうにつきましては、販売に向けてホームページにもちょっと載っているのですけれども、なかなか反応がないというところであります。大きな渋川警察署跡地につきましては、今消防の施設更新等もございまして、そこに動くかどうかはまた別といたしまして、そういうものを含めて総合的に検討をしている最中でございます。以上でございます。

申し訳ございません。弁護士費用でございます。弁護士費用につきましては、委託料で267万8,500円という形になっております。申し訳ございません。243万1,000円です。これが弁護士お二方いらっしゃるのです、森田弁護士、池田弁護士に121万5,500円ずつお支払いをしたということになっております。以上です。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ただいま答弁をいただきました。まず、人件費の関係で正規職員と会計年度任用職員ということで聞きましたらば、この186人はそれを含む方で、パートというのは3人だけというふうに受け取ったのですけれども、それで間違いないのでしょうか。

あと、それから施設の五輪平の中でいろいろなビンだとか分けたり、いろいろしていますよね。そちらの職員の体制は委託管理してのそちらかと思えますが、その辺の状況というのは組合では分からないですよね。採用の形態だとか、中身については委託の契約でやっているから、職員の人件費だとか、そういった部分は見えない。もし分かれば、今現状が委託業者に対して、委託されている業者の中の職員待遇なんかも、やはりしっかりといい仕事してもらったりするにはそういうことも気配りが必要ではないかと思うのですけれども、その辺はただ一括で委託だけで、内容については積み上げた数字を提示された数字で契約をしているというような感がしているのですけれども、その辺の毎年毎年の契約更新に当たってのことをしっかりとやるべきではないかと思えますので、質疑をさせていただきます。それはどうなのか、2問目で聞かせていただきたいと思います。

それから、裁判費用の関係は16ページの委託料の中で出ているということでありましたが、この間に裁判にかかった経費については総合計ではどのくらいというのは出ますでしょうか。分かればお示しをいただきたいと思えます。その辺についてもう一度お示しをいただきたいと思えます。

3点目の普通財産の売却、これについてなぜ聞いたかといいますと、これについては平成9年に取得、

平成9年に広域組合として警察署の跡地ということでやりましたけれども、当初はそこに消防署ができるか、何かできるかということもありましたけれども、その後草の中であそこはどうなるのだろうなというのがやはり地域からもありますので、早急に計画を立てていただければと思うのですが、募集をかけてもないということではなくて、新たな違う使い道、例えば北分署ですか、北分署についてもそういった移動等々も考えられるのではないかと思うのですけれども、その辺のところはどうなのか。どうもちょっとこのところが苦になるというか、そこがありましたので、お願いをしたいところであります。以上です。募集もかけているということは分かっていますけれども、その辺の計画が総合計画なり、そういったものでどういうふうになるのかお示しができればと思いますが、ちょっとくどいように申し訳ないのですが、お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 3点ほどご質問をいただきました。清掃センターの委託のほうの体制ということでございます。具体的な人数等は、誠に申し訳ないのですけれども、今現在手元にちょっとございません。毎月月報等で報告はもちろんいただいております。それで、焼却に関してでございますけれども、通常3班体制をコロナの体制が入りましたので、体制を2班体制に組み直しをしまして、万が一職員のほうでコロナが発生をしても炉を止めることなく回すように協議をして、今運営をしているところでございます。雇用体制等につきましては、誠に申し訳ないのですけれども、こちらのほうでは把握はしておりません。

続きまして、弁護士費用なのですが、総額のほうはちょっと誠に申し訳ないのですけれども、今現在手元にごございません。裁判等に伴いまして、もちろんコピーとかもいろいろかかっていますが、そういうところは押さえておりませんので。たしか1審のほうは成功報酬が40万円お一方と。2審のほうは先ほど申し上げたとおり、倍額、80万円という形で取って執行したかと考えております。必要経費のほうにつきましては、先ほど来申し上げたとおり、弁護士会のほうで出しております標準的な報酬と経費という形で見ておりますので、その分は間違いなくかかっているかと思えます。

また、警察署跡地の活用、北分署のご提案をいただきましたけれども、消防体制、消防力の低下を来さない形でいかに消防を整備するかというものを含めましてあの土地の活用は考えていきたいと思えますし、旧署長公舎の土地につきましては改めて例えば路線評価等をやり直して単価が合っているのかどうかというのもやってみなくてはいけないのかなというふうに考えておりますので、決してそのまま塩漬けということではございません。今後も活用できる方法を考えていきたいと思えます。

議長（望月昭治議員） 14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 回答なかったもので、ちょっと質問します。それと、まず最初に斎場であるとか、最終処分場であるとか、五輪平の焼却場、ここに地元の方の採用というのはどのようになっているのか。入札、今もって五輪平の運転のあれが最終的に出たのが、何だっけ。

（「丸太」と呼ぶ者あり）

丸太からタクマに移りましたよね。このときに私ら聞いたのは、そんなふうに変えられて困るではないかと、これは丸太に対してだと思えるのですけれども、そのような意見もあって、そのときは地元の人は採

用しますよというような話も聞いていたのですけれども、実際にそれが火葬場であったり、焼却施設であったり、様々なところで広域組合と係わっておりますけれども、そういう人の人数というのは分からないではなくて、動きはどうなっているか、それで今現在そういう人たちはどのように雇用されているかと、吉岡町、榛東村、渋川市、地元の人たちの雇用がどういうふうになっているかというものを確認したいと思います。弁護士費用がどうになっているのか、先ほどから角田議員の質問に対してははっきり答えていないですけれども、これまでの裁判の中でも委託料という中で、これは令和3年度の決算ですから、裁判ってその前から続いていますから、これまでの間にどれだけの裁判費用を要したのかというのが年度別で皆さん持っていると思いますから、これまで払った、そしてまたつい先ほど結果が、最高裁で棄却されましたというのが届きましたけれども、この間に弁護士に支払われたお金というのは決算で出てこない、これから次年度の決算に出てくるのもありますけれども、これまでのかかった費用、年度別ごとに、そして令和4年度の決算では幾ら払って、総計で幾らになるのだということの数字をぜひお示しいただきたいと思います。以上、2点です。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 委託事業についての地元雇用ということで、2点ご質問をいただきました。確かに今のところ、従業員の皆さんがどこの住所から雇用されたかというのは、申し訳ございませんけれども、把握をしておりません。しらゆりに関しては、比較的地元から採用するという、私もちょっと拝見を何かした覚えはございますけれども、議員がおっしゃられるとおり、委託業者が替わる段階で地元雇用をするというようなのは向いているかと考えております。管理監督職員に関しては、業者のほうから……やはり専門的な知識が必要かと思っておりますので、そういう職員がしているとは思いますが、一般職員に関しまして地元雇用を進めるというのはおっしゃるとおりかと思っておりますので、その辺のところは確認を進めていきたいと思っております。

2点目の弁護士費用の裁判に係る諸経費等、年度ごとにどれぐらいかかったというような、誠に申し訳ないのですが、今のところ手元に資料はございません。お時間をいただければ、調べた上でご回答はできると思っております。なお、令和4年度に関しましては、裁判に伴う費用等の執行はございません。以上です。

休 憩

午前11時56分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

会議は午後1時に再開いたします。

再 開

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番議員の質疑を続けます。

事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 2点ほどご質疑をいただきました。清掃センター、斎場、しらゆり聖苑の地元採用の状況についてでございます。まず、清掃センター、タクマテクノスというところが現在受託をしているところではありますが、従業員の数が27名、うち圏内の従業員数が19名ということとなっております。しらゆり聖苑におきましては、従業員数総数13名、そのうち11名が渋川広域圏内の採用という形になっております。

2点目の裁判に伴う経費ということでございます。弁護士費用が主なものだと思いますけれども、まず平成27年に裁判が提起をされまして、着手金ということで弁護士2人分で86万4,000円、次に令和2年度、1審が結審をいたしました。また、控訴審が提起をされましたので、そちらのほうを合わせますと653万4,000円、これはお二分分でございます。内訳を申し上げますと、1審の成功報酬が一人頭40万円、実費等が217万円という形です。これがお二分分ということで、消費税が加わっているところでございます。

また、2審の着手金ということで40万円プラス消費税という形であります。令和3年度に今回の決算ということでございますけれども、まず成功報酬といたしまして80万円、それと実費ということで30万5,000円を支出しているところでもあります。合わせまして243万1,000円。それとあと、ちょっと小さなものなのですが、控訴審、東京高裁で行いましたので、職員がそちらのほうに出かけております。旅費が1万1,816円かかっているということで、以上のような内訳になるかと思っております。以上です。

（「合計は幾ら」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。総合計、ちょっと今足し上げてございませぬので、計算をして後ほどお答えをしたと思います。

失礼いたしました。合計で991万9,816円という形になるかと思っております。

議長（望月昭治議員） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正
予算(第3号)

議長(望月昭治議員) 日程第5、議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金と特定財源の増減等による市町村負担金の財源調整であります。

また、歳出では、人事院勧告等を踏まえた各款の人件費を整理する予算及び電気料金の高騰に対応するため、清掃センター等高压電力を使用している施設の電気料を増額する予算が主なものであります。

内容等につきましては、事務局長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(望月昭治議員) 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,262万1,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正は地方債の変更であります。起債の目的欄、救急自動車整備事業であります。これは、国庫補助金の事業費の確定及び入札差金の不用額を減額したため、起債対象事業費が減額になったことによるもので、限度額を1,830万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。これによる補正後の限度額の総額は、最下段合計のとおり、2億5,500万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいた

だきたいと思います。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金は市町村負担金で、436万6,000円を増額するものであります。主な増額の理由は、清掃センター、エコ小野上処分場、環境クリーンセンター、消防本部本署及びしらゆり聖苑の各施設に係る電気料の増額によるものであります。しらゆり聖苑の電気料に関しましては、指定管理料を増額する予算措置をしております。

なお、消防費負担金につきましては、2,421万6,000円の減額となっておりますが、これは人件費の減及び前年度繰越金の充当増によるものであります。

補正予算後の市町村ごとの負担金の内訳でございますが、少し飛びますが、18ページをお願いいたします。10月算定につきましては、さきに7月補正を含めた算定額となっております。最下段、総合計で説明をさせていただきます。渋川市、補正後額18億2,508万6,000円で、当初予算対比913万3,000円の増額となります。吉岡町、補正後額5億3,900万4,000円で、当初予算対比507万9,000円の増額となります。榛東村、補正後額4億514万3,000円で、当初予算対比1,311万2,000円の増額となります。各区分ごとの説明につきましては、申し訳ございませんが、省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻りをお願いいたします。2 款使用料及び手数料 2 項 2 目 1 節清掃手数料の説明欄、事業系一般廃棄物処理手数料は540万1,000円の減額であります。これは、事業系一般廃棄物の清掃センターへの搬入量が減少していることによるものであります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節消防費補助金の説明欄、緊急消防援助隊施設整備費補助金は1,415万円の増額であります。これは、災害対応特殊救急自動車に係るもので、国の補助金の内示を受けたことによるものであります。

5 款財産収入 1 項 2 目 1 節の説明欄、財政調整基金利子は7万3,000円の増額、その下のふるさと市町村圏基金利子は3万1,000円の減額であります。これは、それぞれの基金に係る定期預金利子の増減によるものであります。

7 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目 1 節の説明欄、財政調整基金繰入金は5,658万2,000円の増額であります。これは、清掃センター等5施設に係る電気料の値上がりによる増額補正の財源につきまして一部充当するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。2 目 1 節の説明欄、ふるさと市町村圏基金繰入金は70万円の減額であります。これは、充当先のふるさと市町村圏活動事業費の減額に伴うものであります。

8 款繰越金 1 項 1 目 1 節の説明欄、繰越金は3,524万9,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、約2分の1に当たる額を歳入として受け入れるものであります。

9 款諸収入 2 項 2 目 1 節雑入の説明欄、有価物売払収入は1,085万円の増額であります。これは、アルミ、スチール等の売払い単価の増によるものであります。

説明欄 2 行目、高速自動車道救急業務支弁金は93万1,000円の減額であります。これは、算定基礎数値となる平均救急出動件数割合が減となったためであります。

説明欄 3 行目、群馬県防災航空隊員派遣助成金は85万8,000円の増額であります。これは、当該助成金について交付決定となり、金額が確定したためであります。

10 款組合債につきましては、4 ページの地方債補正において説明をいたしましたので、省略をさせてい

たきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3の歳出につきましてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明をさせていただきます。人件費につきましては、令和4年度の職員人事異動、市町村共済組合負担金率の改定及び令和4年人事院勧告に係る改定に伴う補正であります。人件費総額で634万2,000円の増額補正となります。内訳として、改定に伴う所要額は1,128万6,000円の増で、人事異動に伴う給料、職員手当は249万3,000円の減、共済費は245万1,000円の減となります。

それでは、人件費以外につきましてご説明を申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄2行目、派遣職員給与費は903万3,000円の減額であります。これは、派遣職員が1名減員となったためであります。

2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費の説明欄、グリーンフラワー事業は73万1,000円の減額であります。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、補助金交付事業が縮小したためによるものであります。

3款衛生費1項保健衛生費2目の説明欄、夜間急患診療所管理事業は88万1,000円の増額であります。これは、令和3年度診療業務委託料に決算不足額が生じたためであります。

3目火葬場・斎場費の説明欄、しらゆり聖苑管理事業は957万4,000円の増額であります。これは、電気料の高騰により指定管理料に不足が見込まれたためであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は14ページ、15ページをお願いいたします。説明欄1行目、清掃センター管理事業は7,115万3,000円の増額であります。これは、清掃センター及び最終処分場に係る電気料につきまして、燃料費調整額の高騰及び市場価格調整額が設定されたことによる不足額分を増額するものであります。

2目し尿処理施設費の説明欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は2,147万5,000円の増額であります。清掃センターと同じく、環境クリーンセンターの電気料に不足が生ずるため増額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費の説明欄2行目の消防庁舎管理事業476万3,000円は、電気料及びガス料金の高騰による不足額分を増額するためであります。

ここで、電気料の補正につきましてご説明申し上げます。広域組合では、高圧電力を使用する清掃センター、エコ小野上処分場、環境クリーンセンター、消防本部本署、しらゆり聖苑の5施設の電気需給契約につきまして、東京電力の一般送配電事業者、東京電力パワーグリッドと令和4年8月1日から契約するため、単価上昇分につきまして総額1,532万6,000円の増額を7月補正予算で措置し、契約を結んだところでございます。

その後さらなる燃料費調整額の高騰及び市場価格調整単価の導入がありました。そのため、説明のとおり5施設の電気料につきまして追加で増額補正をお願いするものであります。しらゆり聖苑を除く電気料の補正予算総額は9,647万7,000円でございます。

また、しらゆり聖苑の電気料は先ほどご説明させていただいたとおり、957万4,000円の指定管理料の増額となります。この件につきましては、令和4年9月12日付で指定管理者より指定管理料の変更について協議書が提出されております。協議書の内容といたしまして、電気料の高騰等により施設の維持、運営に

支障が生じかねない状況となっているため、指定管理料増額について協議依頼となっております。

電気料の高騰による指定管理料変更につきましては、やむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不相当となった場合に該当すると思われるため、指定管理施設の運営状況を精査した上で電気料不足見込み分のみ指定管理料を増額することといたしました。補正予算成立後、指定管理者との基本協定書等の変更協定を締結したいと考えております。

続きまして、14ページ最下段をお願いいたします。2目消防施設費の説明欄、消防自動車等購入事業は433万2,000円の減額であります。これは、災害対応特殊救急自動車の入札による不用額を減額するものであります。

なお、16ページ以降につきましては、申し訳ございませんが、説明を省略させていただきます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

議長（望月昭治議員） 日程第6、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内とします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

エコ小野上処分場建設工事に伴う検証について。

13番、角田喜和議員。

なお、この際報告をいたします。13番議員から質問に関連のある資料の配付について、これを許可するよう申出がありました。議長において許可いたしましたので、報告いたします。

13番。

(13番角田喜和議員登壇)

13番(角田喜和議員) 通告に基づいて一般質問を行います。エコ小野上処分場建設工事に伴う検証についてであります。

エコ小野上処分場建設工事に伴い、改めて質問をいたします。令和4年2月22日の定例会において、私は平成25年1月から平成25年8月までの間に限って質問をいたしました。この8か月間は、進入路工事とサンドマット工事の2種類しか砕石類を使う工事はないと思っています。質問の中で、有限会社OHK Iから入ったとされる山砂5,383立方メートルはどこに使われたのかたどりました。答弁は、地盤改良工、エポコラムにおける機械の転倒防止にサンドマットを使用したと承知していると2月の議会で答弁していますが、間違いはないでしょうか。まず、質問をいたします。

細かい部分については、自席に戻り、随時質問をさせていただきます。

議長(望月昭治議員) 木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 有限会社OHK Iが搬入した山砂につきまして、どちらで使っているかというご質問でございます。前回の議会のご答弁でも差し上げましたけれども、地盤改良工のサンドマットで使用しているところでございます。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 聞いたとおり、間違いないと答弁をいただきました。しかし、このサンドマットの納品書となるものはありませんでした。出荷証明等についてはいただいております、そして山砂が入っていると現地でその旨サンドマット工法を実施したと当時の現場監督も確認をしている、そして認識している、こう答えましたが、断言はできていません。そこで次に、佐藤建設工業から納入された40-0切り込み砕石6,055立方メートルはどこに使われたのか、これも2月に質問いたしました。答弁は、佐藤建設工業の砕石6,055立方メートルはその期間については、つまり1月から8月の間ですよね、これには仮設道路と砕石は補強土壁工事を実施しております。その補強土壁工事で使用していると承知しておりますと答弁がされております。ここについても確認ですが、間違いはないでしょうか。お願いします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 砕石の使用箇所についてご質問をいただきました。2月の答弁におきましては、議員がおっしゃったとおりの形のご答弁をさせていただいております。その後議員のほうから2月の一般質問の答弁につきまして質問状を頂いて、内容を再度確認させていただき、ご回答しているところでございますけれども、その中では砕石につきましては補強土壁のほかに仮設工と、それとあと仮設道路ということで砕石を使用していると認識しております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 当初は私の質問のとおりのお返事だったが、その後に私が質問書を出した、それについて一部修正で答弁書を出したということで今話されました。1月から8月の間は仮設道路とサンドマット工、地盤改良工ですよね、その一部でほかのところに使っていたということでありますが、このとこ

ろで平成25年の当時になります。エコ小野上処分場についてスラグが使われているかどうか、当時の加藤幸子議員が質問しています。そして、その当時の局長、荒木局長は納品伝票で確認した。スラグは使用はしていないと答弁しているのです。それで、私2月にも言いましたが、補強土壁に使ったのは5月13日から6月17日の間に499立方メートル、500立方メートルしか使っていないのです。トラックの台数にしても70台しか使われていない。

これで今議長のほうに許可いただいて、今皆さんにお配りしておりますが、ちょっとその資料を見ていただきたいのですが、いいでしょうか。A4横判のカラー写真の2枚です。これについてちょっと見ていただきたいのですがクリップで留まっている、一番下にあると思いますが、これを見ると写真はどのようなか。2枚の写真見比べてください。同じ写真なのです。これは、最終処分場の工種、サンドマット工の全景写真とあります。おくりのほうを見てください。榛名山に近いほう、ここにはエポコラムの工事が行われている、地盤改良のエポコラムが行われているのです。これは、裁判に組合が証拠として出してきたものです。次に、右上に8と書いてある4月12日の写真、これには2月に一般質問した平成25年1月から8月のエコ小野上処分場に納入された切り込み砕石40-0、これが使用されたというのですが、この根拠、これを示して説明してください、こう管理者に文書で質問し、今その回答が答弁であったわけです。皆さん、同じ写真です。これは、どちらも公の文書です。1つは裁判所に出されたもの。これについて以前私は皆さんのところに手紙をつけてお示しして、それは白黒でしたけれども、お示しをして、皆さんにお配りをした経過があります。それと同じものなのです。ここで議会の一般質問の回答では、全て補強土壁に使用したとしたのに、質問状の回答については仮設工事と使用されたと推定できると全く答えが翻っているのです。

また、この添付された写真、見てのとおり、この写真から判断すると、裁判ではサンドマットをやったとしているが、実際には切り込み砕石、切砕40-0ということになるのではないですか。これについて切り込み砕石、普通の山から出た砕石というのですけれども、切砕40-0についてちょっと説明しますと、過去にサンドマット工事を示す写真と同一のものが添付されたと言いました。組合では、サンドマット工事では再生砂を使ったと主張してきたのです。だけれども、これを見る限り使っていません。私が関わっている裁判では、山砂を使用したと主張を変えてきたのです。いずれにしても、このサンドマット工は行われておらない。この写真が示すように、切り込み砕石、サンドマットの代わりに40-0が使用されていた、このことがナンバー8の4月12日のこの写真で、これ皆さんが訂正して回答してきたものですから、それに間違いはないと思います。

これでこの切砕40-0、これが一番の問題ではなかろうかと思っています。なぜかという、私はいろいろ見た感じ、調べた感じで言いますと、スラグ砕石が使われている可能性が高いのです。私が調べたらスラグだったのです。なぜスラグだと断言するかという、裁判の証言の中で佐藤建設工業の佐藤本位田氏が納品伝票を書き換えましたと言ったのです。皆さん、納品伝票が書き換えられたのです。これは紛れもない事実。これは、佐藤建設工業と瑞穂建設のジョイントベンチャーとの取引伝票、これも十分調べさせてもらいました。どういうことが起きたかという、いろいろありますが、このスラグ砕石について改めて検証したいと思います。今回は改めて検証する場所ですから。これは、以前にも話しましたが、平成26年の夏頃ですか、組合のテーブルの上にJVと佐藤建設工業との砕石の取引伝票がどういうわけが置か

れていた。小池議員が組合に行ったときに、小池議員の目に触れるようにこれ見よがしと置いてあったのです。常識的に考えれば、こういった取引伝票なんか議員の目にさらすことはないのです。ましてや組合のところに業者間の取引伝票が、あるはずがない伝票がそこにあった。おかしいと思いませんか。以前にも言いましたけれども、なぜこんな伝票がそこにあったのか、改めて聞かせていただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 取引伝票が平成26年のところで何で事務局にあったかというご質問でございます。そちらにつきましては、当時の担当者等に確認をしたところ、平成26年度中に事前に納品伝票を見たいというご連絡がその当時加藤議員のほうからあったということで伺っております。その際に角田議員も一緒にお見えになりまして、組合事務所の打合せテーブルで納品伝票を見たということでございます。議員おっしゃるとおり、本来納品伝票は組合が保管するものではございませんけれども、当時の担当者が事前に業者からお借りしたもので、当日はその当時の事務局長と工事担当者が立ち会ったということで聞いております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） うそもいいかげんにしてください。これについては、小池議員が広域組合議会に、隣にいますけれども、行ったときにこれは何だやということで聞いたならば、いや、これは納品伝票ですと。何でこれがこんなとこに置いてあるのだと。いや、そういう話だったと思います。それで、私は当然組合議会の議員でもないから、そんな伝票があることも知らないし、こういうのがあるけれどもという話を受けて、では行ってみるかということで、それで小池議員に呼ばれて、こういうのがあるよということで私は行ったと思います。加藤議員が見せてくれ、だから角田が来たなんて、私は部外者です。小池議員に言われて、それで加藤議員に話をして一緒に行った、そういう経過がありますが、それは置いておいて、なぜこのテーブルに個人の取引伝票があったのか。見せてくれと言われたから準備しておきましたなんて、ふだんだってそんな取引伝票は見せるわけないでしょうが、常識で考えたって。それは、もう議長を通して、管理者を通して資料請求をして、それで許可が出たらコピーなり、現地で行って見るということはありませんけれども、頼まれたからこれを借りて出したなんて、そんなことはぬけぬけとよく言えるではないですか。私たち議員がこの伝票、こういう書類があるならば見たいと言ったって、ちょっと待ってください、議長を通してください、資料請求してください、手元に物はありますけれども、手続を取ってからではないと見せられません、これがいつも言われることではないですか。こんな簡単に見るなんていうことはできない。それは、先ほど言ったように、小池議員が盛んにスラグ入っているのではないか、おかしいではないか、2期工事にスラグが使われていると指摘をしていたからこそ、小池議員をだますために置いたのではないか。それならば、ああ、なるほど、納得がいくなというふうに誰しも思います。それで、取引の伝票、その伝票を小池議員に見せただけでなく、加藤氏と私に見せて写させたのです。普通個人の会社の取引伝票を写させることなんてないでしょう。これは個人の伝票だから待ってくださいと言うのが普通ではないですか。なぜ見せたり、写させたりしたのか。これも改ざんされた伝票です。どうなのですか。なぜ見せ、そして写させたのか。本来ならば見られる伝票ではないのだ。どうですか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 納品伝票をなぜ見せて、なおかつ写させたかというところでございます。当時の経緯については、先ほど申し上げたとおり、加藤議員、角田議員が閲覧をするということで対応したというふうに承知しておりますが、やはり現在は議員おっしゃるとおり、議長を通して請求をしていただいております。お渡しをするという手続を取っているところでもありますけれども、その当時、誠に申し訳ございません、閲覧をさせていたというふうに考えております。現在は、議長を通しまして、議会事務局のほうから頂いた上で情報公開請求にのっって開示をさせていただいているところでございます。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 2月の答弁で木村局長は、その当時裁判が始まるような形になったと、そういう関係もあって、資料をこちらのほうで集めていたという状況であります。そして、借りてたということで答弁しているのです、2月の答弁では。見させてくれなんて言った覚えはない。行ける立場ではない、私は。そもそも小池議員をだますためにスラグ碎石RC40-0の伝票だとまずいので、書き換えされた伝票を当時裁判が始まるような形だったと答えているのです。何を根拠に誰が裁判が始まるのではないかというふうに判断したのか、局長、教えてください。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 誰が裁判が始まるかということで判断をしたかというご質問でございます。私のほう、申し訳なかったのですが、その当時いたわけではございません。ある程度想像によるものがございましたけれども、平成26年に小池議員が一般質問の中で鉄鋼スラグの混入についてということでお話をし、質問もございました。そういうものも含めまして、納品伝票を見たいということでありますので裁判までいくかどうか、その当時の職員は、ちょっと申し訳ないですけれども、分からないのですけれども、伝票を見たいというようなお話がございましたので、鉄鋼スラグ関係はこのうち少し問題になるのかなというところで意識をしていたのではないかと思います。前回の答弁において、裁判になるからということでお答えをした中は私の推測の部分になってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) この間でいろいろなそごが出てきておりますが、一つ納品伝票が改ざんされたかどうか、これについてちょっとただしていきたいと思います。これについては、先ほどから言っていますように、裁判の中で佐藤建設工業の佐藤本位田氏が役所から指示をされて納品伝票を書き直した、改ざんをしました、こう答えているのです。これ重要なことなのです。役所から指示して納品伝票を書き直した。これについては、次の資料の中で、縦の資料のナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5と左側に振ってあります。大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業(株)との取引日報総括表というのがありますが、これは大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業の取引伝票ですよね。これに基づいて納品書が出されたのだけれども、その納品書が書き換えられていた、書き換えを指示されたということです。その当時、誰が納品書を書き直せと指示したのか、これは事前のレクチャーの中で調査しておくこととおきまして、調査してあると思いますが、どなたか佐藤本位田さんに書き直してほしいと指示した人がいますか。お願いします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 書き直しを指示した職員はおりません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） おかしいですね。裁判で宣誓をして証言をしています。こんなおかしな話を通ると思ったら大きな間違いだと思います。そして、群馬県が書き換えを指示するはずはない。なぜならば、その当時大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグは廃棄物だということで調査に入っているわけだから、その調査に入った中で渋川市のエコ小野上処分場の納品伝票を書き換えろなんていう指示は絶対に出さない。その中で、納品伝票が書き換えられた、こういうことが裁判の中で明らかになりました。これについて、私も伝票書き換えについて写させたもの、写してもらったものがありました。裁判で書類が出てきました。納品伝票の写しがしっかりと623枚出てきました。

私は、これと同時に並行して、群馬県に情報公開条例に基づいて、小野上処分場に運ばれたRC鉄鋼スラグ砕石について情報公開で資料を取りました。それが、もう一枚の表がありますよね。納品伝票と作業日報の表が5枚ついています。これを見てください。ちょっとこれだけでは分からないので言いますが、作業日報のナンバー1、それと大同特殊鋼株式会社と佐藤取引の総括表のナンバー1を見比べてください。ナンバー1は平成25年2月20日です。作業日報も2月20日、納品書も2月20日で社判があります。番号8950、これは確認したら車のナンバーだそうです。ナンバー1、8950、台数が8立方、どこへ運んだか、小野上処分場へ。取引先は瑞穂建設。瑞穂建設との取引伝票なのです。作業日報を見てください。下側の作業日報。これについては、真ん中辺を見ると、小野上処分場黒塗りになっていますが、山砕300-0が8立方メートル掛ける5台とあります。これは、右上の納品伝票、これが山砕300-0、8立方が5台、同じ伝票です。逆にその下のRC40-0、8立方掛ける1台、このナンバー21と書いている左上の納品伝票、納品書を見てください。これは、RCがC40-0となって、8立方メートル1台とあるのです。それで、この作業日報の筆跡を見てください。右側の納品書は、同じ運転手が書いた筆跡です。逆にC40-0とある左上の21と書いてある伝票、これは字が違います。全く違う。次のページも同じことが言えます。ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、これは一つ一つ説明はしませんが、全部山砕300-0が8掛ける1台と、それからRC40-0、これはC40-0と書き換えられている伝票の字が全然違うのです。作業日報の字と納品書の筆記体が全く違う。これが全部そういうふうになっているのです。これを時間をかけて全て調査しました、623枚。そうしたら、何と3人から4人の人の筆記体が分けがけができることになったのです。これについても一般質問でも前回指摘をしました。これについては、調査は何もしなかったが、こういう状態が全て分かったのです。これについては、裁判に入って納品伝票の提出を求めたら、これについては広域組合は頑として出さなかったのです、私には。ところが、裁判でこれは証拠として出されてきた。こういう中で、6,055立方メートルの取引の総括表が出されました。先ほどから言っている6,055立方メートルはどこに使われましたかというところにぴったり一致しますが、この状況について私は書類を今説明しましたが、この中身について全部見ました。

それで、この伝票の中身については作られたということが分かったので、私は管理者である高木渋川市長、当時管理者ですから、管理者のところへこれを全部解読したものを持って伺いました。専門家の人と

一緒に、私も同席してそこで説明をしました。これについて、管理者の高木管理者、この説明を聞いたときにその対応はどのようになさったのでしょうか。管理者は、職員にどんな指示を出してきたのかお示しをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） お答えをいたします。

この情報について見せていただいたことはございます。そして、職員に事実かどうかを確認いたしました。そういった書き換え等の不正はなかったということを報告を受けております。

（「よく聞こえなかった」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） そういう書類をあなたからお預かりしたことはありましたと。それなりに職員に指示はしましたと言っております。

13番。

13番（角田喜和議員） 管理者に再度聞きます。

これについて、職員にどのような指示を出したのですか。もう一度これは事実かどうか調べると、そう指示をしたのですか。預かりました、指示しました。指示した結果はどうなったのですか。どういうことをやったのですか。教えてください。お願いします。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 書き換え等の不正があったかどうかの確認を指示いたしました。その結果、そういった事実はないという報告を受けております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 誰に確認したかは分かりませんが、なかったという回答が来たと。しかし、納品している業者が入れたとまず言っているのです。業者が裁判の席で、指示されて書き換えましたと言っているのです。ちゃんと調べてそれが分かったのか、そうならば佐藤建設工業にも調べていったのか。調べていないのではないですか。裁判ではっきりと証言している、それを放っておくようなことをしたのではどうしようもないと思います。その辺もう一度教えてください。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） どういう確認をしたかについては、事務局のほうから答弁をさせます。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 管理者から書き換えの確認の再度確認ということでございました。令和2年2月の一般質問の中でも、当時の担当課長が一切そのような指示はしておりませんというようなご返事をしていただいておりますし、裁判における1審におきましてもそのような指示をしたというような認定は受けておりません。そのため、私どものほうでは管理者に対しましてそのような指示はなかったということでお答えをしたところでございます。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ということは、佐藤建設工業の佐藤本位田氏が裁判の中でその証言をしたということですよね。間違いないですね。

議長（望月昭治議員） 局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 1審判決の中では、原告でございます角田議員のほうで納品書は個々の納品書の内容を子細に見れば不自然な記載があり、後に改ざんされたものであるということが明らかであると主張しております。裁判所の判断といたしましては、証人、この場合は瑞穂建設の浅野さんでございますけれども、及び弁論の全趣旨によれば、本件納品書は複写式のものであることが認められ、納品をした佐藤建設工業と納品を受けた瑞穂建設らとが同一の記載のある納品書を所持していることから照らすと、納品書を改ざんするということが一般的に考え難い。原告らが指摘するように、不自然な記載があるからといって、そのことから直ちに後に改ざんされたものであるとまでは言い難いということで裁判所のほうで判断を受けております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） といいます、佐藤建設工業、佐藤本位田さんが納品書を改ざんしましたと言っているのです。ですから、そこでしっかりと裏づけを取るために送付した。そしたら今説明したように、改ざんされている、こういうことがはっきりと分かったから、管理者にも言ったし、今もこうやって再度確認をしているのです。いいでしょうか。一つ、平成30年6月でしたか、裁判の中で、裁判が行われたときに、当時の渋川市の環境課長が983台大同特殊鋼株式会社から入れられる、そういったものがあるというふうに聞いています、そうに言われました。それで、改めて群馬県に情報公開をしたのです。そうしたら、何と同じ983台入れたという、情報公開に基づいて資料が出てきた。これまで何度もこの問題について取り上げましたが、渋川市も、それから広域組合も書類の隠蔽をずっとしてきたのではないですか。それで、明らかになって、実はそうでしたということになった。それで、裁判の中でも6,055立方メートルの書類まで出してきた。これについて、同じ運転手の筆跡の中でも明らかになります、40—0だけを全部筆跡を見ると伝票ナンバーを見ても全然違う、伝票ナンバーが前後したり、こんなおかしなことがされているということが明らかになっているのです。納品伝票が書き換えられていたことが証明できたので、私は高木管理者に報告したのです。そしたら、今金庫に入っているということでした。群馬県からの情報開示で明らかになった。渋川広域は、その983台の納品があったことすら隠蔽してきたのではないですか。今だって伝票の書き換えはないから、入っているとは言えないなんて、何でそんなうそを突き通すのですか。群馬県からの情報公開でもはっきりしている。認めたらどうですか。これについては繰り返になりますけれども、組合の今の言い方が正しいのであれば、佐藤本位田さんがうそを証言したということによろしいですね。確認をいたします。佐藤本位田さんがうそを証言したということによろしいですね。確認します。

議長（望月昭治議員） 13番、角田議員にちょっとお聞きしますけれども、角田議員は管理者にどういう書類を持って行って、あなたは調べていただきたいという、そういうお願いをしたのか、その辺を明確に質問をお願いします。

13番（角田喜和議員） 議長から今指示がありました、今皆さんのお手元に配っている伝票と作業日報、これと、それから一覧表で筆跡も全部書いて、この伝票ナンバーが前後したりして日付どおりではないですよ、おかしいですよという書類を全て渡してあります。それは、管理者のほうで保管されていると思います。それを見れば、これは本当に一部ですから、一目瞭然になります。私は、それをぜひとも見せてやりたいと思っているのですが、今この場所ではできないので、議長のお計らいがあればそれも可能だと思いますが、これの全てのものが市長のところに行っています。それだけのご報告しておきます。お願いします。

議長（望月昭治議員） 管理者、管理者にお尋ねしますけれども、そういう書類を角田議員からお預かりして、どこの誰にどういうふうに指示して、それを調べなさいと命令をしたのかお答えをお願いします。

管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 事務局の者に指示をいたしました。

議長（望月昭治議員） 事務局の誰ですか。

管理者（高木 勉） 事務局長であったと思います。

議長（望月昭治議員） 事務局長、答弁願います。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず最初に、佐藤建設工業の証言がうそかということでございますが、私どものほうとしてはうそかまことかという判断ではございません。裁判所のほうで以上のような判断をされているということであり、佐藤建設工業の社長が記憶にのっとってその証言はされたと考えているところでもあります。

また、調査ということでございますけれども、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、その当時の事務局長が受けたかと思っておりますけれども、今までの裁判の経緯等でその部分については一切指示をしていないというような返答を答弁でもしているところでございます。裁判でもそのような話になっているかと思っておりますので、その旨を管理者のほうにお答えしたかということで考えています。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今木村局長のほうから佐藤本位田氏がうそを証言したかどうかについては答えていないです。イエスカノーではなかったです。組合の言い分が正しいのであれば、組合の言い分が正しいと、私は書き換えられたと正直思っていますが、書き換えていないということならば、佐藤建設工業が、佐藤氏がうそを証言したということによろしいですねと聞いているだけなのです。裁判所の判断を聞いているのではないです。裁判官がどう判断ではなくて、うそを証言したということによろしいのですねと聞いているのです。イエスカノーかで教えてください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

管理者にあなたが調べなさいと預かった書類は今どこにあるのですか。それもついでに教えてください。管理者からお預かりした書類は今どこにある。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず、イエスカノーかということでもありますけれども、そちらのほうについてはこ

ちらのほうで判断するものではございませんかと思しますので、裁判所のほうで判断していただいたものが全てということで考えております。

また、管理者のほうから指示をいただいたものにつきましては、前任者が受けているかと思しますので、その辺のところは再度確認をさせていただきたいと思っております。

休 憩

午後2時10分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

再 開

午後2時27分

議長（望月昭治議員） 再開いたします。

事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 議員から頂いた書類等につきましては、前任者に確認したところ、それをもってその都度管理者のほうから本当に入っていないのかねということで指示をいただいております。その書類自体は、誠に申し訳ありませんけれども、廃棄等してしまったのか、現在手元にございません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） それはおかしいではないですか。前任者が廃棄したかどうか分からない。間違いなく渡しているのです。前任者は今も、休憩中だったからそこで話しましたが、今職員です。その人に渡しであるのです。当時管理者ですから、市長室で伊勢さんという方に預かっておけというので、管理者はその書類を渡してあります。その書類を廃棄したなんていうことはあり得ないし、そんなことが通るのだらばそれこそおかしい話だ。何十年も前の話ではないよ。そういう状況ですけれども、議長、この関係で言うともう時間がそうないので、平成30年6月に裁判で6,055立米のものと納品伝票なるものが裁判の証拠として出されたのです。これ出されたものの納品伝票が、取引伝票が私文書偽造で改ざんされていたらどうするのですか。私文書偽造、行使になるのです。その証拠に、繰り返しになりますけれども、佐藤本位田さんが指示されて書き換えましたと言っているのですから。もう一度確認します。裁判で裁判長が判断したか、判断しないかではなくて、佐藤建設工業の佐藤本位田氏が指示されて書き換えた、組合の言い分が正しいのであれば、佐藤さんがうそを証言したということでよろしいですか。組合の言い分が正しいということよろしいですね。

議長（望月昭治議員） あなたは、高木管理者に申込みしたのだから、高木管理者に答えさせるのでいいですか。

13番（角田喜和議員） はい、結構です。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 事務局から書き換え等の不正はないと報告を受けております。

議長（望月昭治議員） 事務局からそういう報告を受けてあるけれども、あなた方がお願いに行ったり、あなた方に高木管理者から電話の一本はあったのですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

13番。

13番（角田喜和議員） そういうことで、私たちと言います、複数で行きましたから。調べてくれと言いましたが、こちらには一切その回答はありませんでした。金庫にしまっただけというふうには聞いていたのですけれども、金庫も調べてくれたのでしょうか。残り時間少ないので、簡潔にお願いします。2点あります。佐藤さんはうそを証言したということといいということ再度確認します。お願いします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず、金庫にしまったという点につきましては、私どもでは関知をしておらないところでございます。

佐藤建設工業がうそを言ったかどうかというところでございますけれども、裁判の中の判断ということで改ざんがないということで私どものほうは考えております。

議長（望月昭治議員） 高木管理者にお聞きいたします。

ただいま13番、角田議員から金庫にこの書類がしまっただけと、伊勢職員がしまったというようなお話がありますけれども、それに間違いはないですか、それとも本当にこれは破棄したのですか。お答え願います。

管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 金庫に保管してあるという事実は承知しておりません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 再度事務局長に聞きます。

佐藤本位田さんに指示はしていないということで確認しますが、指示はしていないのですね。確認を取ります。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 以前も一般質問でお答えをしておりますけれども、一切そのような指示はしておりません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） るる検証ということで聞いてきましたが、私が質問をした中で、やはりどうも議会がだまされている、ましてやスラグが入っているか、入っていないかについては小池議員をだますために

いろいろな対応をしてきたのではないかというふうにますます強くなりました。平成26年8月に納品伝票を組合の机に置いた、小池議員に見せた、写させた行為がどういう行為か、これは相手をだます行為にほかならないと確信をしました。そして、議会で納品伝票を見て、スラグは使っていませんと答えていることは書き換えられた伝票を見ているから入っていないという答弁をしている。ここにいる皆さんに聞きたいのですが、納品伝票を書き出したもの、これをスラグを使っていないと思わせる、これだますことは納品書が改ざんされている、私はこう確信をしていますが、これは絶対に許されないことであり、こんなことがあってはならないと思っています。

もう時間ありませんので締めますが、平成26年12月3日に3か所調査しているのです。それは、竣工検査にも全く必要のない試験であり、この書類を小池議員に渡してだましているという、こういうことが一つありました。うそを言われたのでは裁判は勝てないし、真実を追求しようも追求できません。私は、今局長が答弁しましたスラグ砕石、伝票を書き直せという指示は一切していないというご答弁ありましたので、佐藤さんの証言と食い違うところがありました。私は、このことを受けて再審も辞さない構えでこれからもやっていく考えを皆さんに表明して、一般質問は終わります。

議長（望月昭治議員） 以上で13番、角田議員の一般質問は終了します。

通告の順序により、1 スラグ撤去について。2 ゴミの減量化について。

14番、小池春雄議員。

なお、この際報告いたします。14番議員からの質問に関連のある資料の配付について、これを許可するよう申出がありました。議長において許可いたしましたので、ご報告いたします。

14番。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、鉄鋼スラグの撤去についてであります。なぜ進まないのか。平成元年10月18日に、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続に関する調査特別委員会が設置されました。12回に及ぶ調査の過程でも、管理者に対し小野上処分場建設工事に伴う大同特殊鋼株式会社の環境基準を大幅に上回る鉄鋼スラグの撤去を求めてきました。最終の委員会でも、大同特殊鋼株式会社に撤去の要請を行い、撤去されないようであれば裁判も辞さない確固たる態度をもって対処するよう提言をし、委員会を終了した経緯があります。また、令和4年2月定例会におきまして、その後経過を聞きましたが、大同特殊鋼株式会社は撤去の費用には応じられないと報告がありました。管理者は、11万住民を愚弄するものだ。強く憤慨をしている。今現在行政手続法に基づき、指導に従わない場合のことにについて県廃棄物・リサイクル課に申出を行っている。問題を放置することは許されない。議会としても、粘り強く大同特殊鋼株式会社の負担で撤去を求めていく大変心強い回答を得ました。副管理者におきましても同じ趣旨の回答を得たところですが、現在の状況、見通しはどのようになっているかをまずお尋ねをするものであります。

2点目といたしまして、ゴミの減量化についてであります。広域組合としての取組。この件につきましても前回と同様の質問になりますが、この間に社会情勢も大きく変化しました。ロシア、ウクライナの戦争により穀物、飼料、燃料の高騰、地球の温暖化等で私たちの生活は大きく変わろうとしています。SD

G sはもちろんのこと、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、それぞれの自治体におきましてカーボンニュートラル宣言を行っております。3市町村ではまだのようです。脱炭素社会に向けての取組ですが、今までの考えを見直し、対策を講じなければなりません。いかが考えますか。広域組合で最終処分場に向けて準備が進められております。吉岡町にあと8年後に予定されるその準備に追われているところですが、今までの考え方では再生可能な社会は遠く及ばないと言わざるを得ません。小野上の最終処分場と同じ考えでは時代遅れで、現実との乖離が大き過ぎます。圏域のごみを焼却して、その灰を埋立することで吉岡町に4ヘクタールの土地に現在の見積もりで44億円のお金をかける計画で、実際にその準備が始まっています。これでは、脱炭素の実現はできません。未来において、永遠に人々が楽しく安全な地域のために脱炭素社会の実現のために大きくかじを切っていくべきではありませんか。徹底した分別収集と食物残渣及び排水汚泥の堆肥化などで還元型の処理方法に改めていくべき時代が来しました。先進地事例に学び、将来に禍根を残さないよう広域事業の取組とすべきだというふうに思いますが、決意を伺うものであります。先ほど議長の許可を得まして、先進地事例の資料もお示しをしましたので、副管理者には先に届くように手配をしておきましたので、これらのものを見ての感想、また取組を新たに行っていくということをしっかり肝に据えて、これからの広域行政を進めていきたいというその考えを問うものであります。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず、鉄鋼スラグの除去につきましてご質問をいただきました。群馬県への手続行政法の結果等のお話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、令和4年2月14日付で群馬県に対しまして鉄鋼スラグの除去等の措置を命ずることに対しての行政手続法に基づく処分または行政処分を求める申出書を提出しております。当該申出書に対しまして群馬県の対応につきましては、令和4年7月6日に私どものほうで電話で確認をしましたところ、回答では申出のあった場所はスラグによって土壤汚染が確認されず、地下水の監視もされており、地下水環境基準を超過する有害物質が検出されていないこと、舗装で被覆してあるため経口摂取の危険性はないこと、以上のようなことから直ちに措置命令を発出する状況ではないというような回答をいただいております。しかし、県のほうは回答はそのような形でありますけれども、広域組合といたしましては撤去に向けまして大同特殊鋼株式会社に引き続き粘り強く交渉をしているところでございます。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ごみの減量化についてのご質問がございました。廃棄物の資源化によりますごみ減量化、持続可能な社会の実現に大変重要なことでございます。渋川広域圏においても、できることを進めてまいりたいと考えております。その一つとして、渋川地区広域圏では令和6年度からプラスチックごみを一括回収し、資源化に取り組む予定でございます。県内では、館林の衛生組合が取り組んでおるようでございますけれども、群馬県でもまだ2番目ぐらいになるということでございます。議員から提案していただいております生ごみ等の資源化によるごみ減量化についても、先進事例などを職員に調査をしっかりとさせて、次期施設の整備構想と絡めてよりよい方向を見いだすように努めてまいります。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

(副管理者柴崎徳一郎登壇)

副管理者（柴崎徳一郎） ごみ問題につきましては、市町村、そして組合一体となって、正副管理者相談しながら進めていきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 同じ問題の何回も繰り返しになるのですけれども、以前も言っているのですけれども、広域組合では小野上の最終処分場のスラグを撤去すると言って、そして広域圏が大同特殊鋼株式会社に対して言ったら、大同特殊鋼株式会社はもう片づけられないという回答なのです。でも、そこで有害なスラグがある以上は広域圏でまずは先に撤去してでも、そして後で大同特殊鋼株式会社なり、そこに搬入工事に携わった丸太運輸なりに請求してもいいのではないかと、そういうことも検討しますよという回答だったのです。でも、しかし一義的には大同特殊鋼株式会社に金を出してもらうのが筋だという回答で、私はこれはいつになっても進まないのではないかと、いつになったら終わりにするのだといたら、先ほども県に相談したら、県は地下水汚染がされていないからそのままいいのではないかと、そんなことを言っていますか。そんなことを言っている役人は、とっとと首になってもらいたい。あり得ないでしょう。東邦亜鉛のスラグだってほとんど撤去しています。ついこの間の新聞でも出ていたではないですか。ほとんど撤去です。要するに要請するほうがどうかの問題なのです。6月9日と10月9日に新聞に出たのですけれども、東邦亜鉛のスラグが新たに3か所確認というので、東邦亜鉛安中精錬所（安中市）が排出した非鉄スラグの一部に基準を超えるヒ素が含まれていた問題で、県は8日までに7月末時点の調査でスラグが建設資材として県内120か所で使用されていることを発表した。このうち99か所は、スラグの撤去を完了しており、残る21か所を撤去予定。県廃棄物・リサイクル課によると、前回の3月末時点の調査から使用は3か所、撤去は5か所増えたというふうに言っているのです。ほとんどがこういうふうに117か所で使用されていて、94か所は撤去完了だと、あとはまたおいおい早く撤去するというふうになっているのです。

しかし、この渋川広域圏に入っているスラグが群馬県は高崎とか、そこらはみんな撤去しろと、しかし渋川であるとか、渋川広域組合のものはそのままいいのだという、そういうばかげた回答をしているのですか。皆さんがどういう考えで県に対して相談を持っていくかという話なのです。こういう毒の入ったものをそこに存置していいのですかと。これだってこれは撤去すると、議会でも撤去を求めた。ほとんどがそれで市長も撤去されると言っているし、議会も撤去しろということで一致しているから、もうどなたが見たって撤去されるものと思うでしょう。それが遅々として進まない。どこに原因があるか。皆さんは、大同特殊鋼株式会社が言っていることをそのままのみにしているのですか。全く大同特殊鋼株式会社言いなりの行政なのです。住民の命を健康を守るという視点なんかどこにもないのではないですか。あれば、とんでもないよということで早く撤去を求めます。しかし、以前皆さんが答えたのは、隣にいる角田議員が市道にスラグが入っているというので撤去を求めた。妨害排除請求を。そしたら、それを前橋地裁は認めたのです。なぜかその認めた判決について、渋川市は控訴しているのです。何でそれまた撤去するののでできなかったということになったかという、最後まで市が撤去を求めるといふ考えなら撤去されたのです。しかし、それを求めないから、渋川市が異議を言っているのだからいいのではないですかというのが高等裁判所の判決になったのです。何考えているだか全く分からない。これを撤去するという考えはない。それで、広域組合でもその判決がそう出ているのだから、撤去しなくてもいいのだというふう

に大同特殊鋼株式会社が言ってきましたといったら、ああ、そうですかといって撤去が進まないで、今それがそのままあるというのが今の実態、現実ではないですか。これを何とか撤去させようという気はないのですか。高崎はやっているのです。何でこう進まないのですか。そして、また舗装の下にある、これは皆さん何と考えているのですか。道路の上に舗装してある、存置という言い方をしていますけれども、被覆と舗装は全く別の問題でしょう。被覆も良くないですけれども、今あるのは道の下です。これは、存置とは別の問題です。舗装の下にあるのですから。だからこそ広域組合も議会も撤去を求めたのではないですか。だったら、この求めに応じて皆さんがしっかりするのが広域組合の事務方の仕事ではないですか。それが何でそのままです。正当な理由を答えてください。誰かに変な指示をされているのですか、それともあなたの考えですか。なぜこれを撤去できないのだい。撤去ができないその正当な理由を言ってください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 組合において撤去ができない理由ということでございます。大同特殊鋼株式会社に対しまして回答はいただいておりますけれども、その後も撤去に向けて協議はしている最中でございます。費用負担の裏づけがない時点で、私どものほうとして撤去をして、それを最終的に大同特殊鋼株式会社に負担いただけないとなりますと地域住民の皆様に負担がかかってしまうということになります。やはりその辺のところをしっかりとした時点で撤去をしていきたいと考えております。また、3者協議の中には広域組合は入っておりませんので、大同特殊鋼株式会社はそうにおっしゃりますけれども、その上で私どもも広域組合といたしましては撤去費用の負担を引き続き求めていくというところであります。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 全然回答になっていないではないですか。大同特殊鋼株式会社は、この前の2月の議会で撤去工事費用の負担には応じかねるという回答でしょう。金がどうのこうの問題ではないです。私はこの前も言いました。この広域組合で幾らかかってもいいです。撤去して、その費用を大同特殊鋼株式会社なり、先ほども言いましたけれども、丸太に佐藤でも請求すればいいではないですか。今ある毒を撤去するということが安心、安全の道なのです。では、金がもらえなかったら延々と50年も100年もそこにずっと置きっ放しですか。事故が起きてから騒ぐのですか。このことについては、管理者も取りあえずは費用負担を求めているけれども、小池議員の言われたことも考えていきたいという回答をしました。でも、この問題、ここに入っているというのが分かってから何年たちますか。私何回も言っています。でも、全然進まない。私たちも、ここにいる人たちもみんな任期があります。少なくともこの任期のうちに終わらせてほしいと、片をつけてほしいと。しかし、今のこの状況を見ると全く進まないではないですか。先ほどの局長の回答を聞いても、どうなるのかさっぱり分からない。もう一度私は、正副管理者にこの件について確認します。皆さんがどういう腹積もりでいるのか。この前、真塩副管理者は管理者がここまで踏み込んで言った発言を聞いたのは初めてだということで、それ以上のことを言わないでくれと、言うことは分かったという回答をしたではないですか。でも、進んでいません。何を信じたらいいですか。私たちは執行権はありません。しかし、そこにいる方は正副管理者ですから、協議すればほとんど大振りでも持っていけるのです。でも、このような議会でも、その前でもそれなりに前向きな回答をしているわけですか

ら、それぞれ今私が言っていることに対しまして、またこの広域組合11万圏内の人ですよ。市町村の住民に対して、このままでよくないということは分かっているのです。だったら、それを撤去するためにどうするか、真剣になって考えてください。皆さんのこれを撤去するのだという強い決意を正副管理者にお伺いします。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） エコ小野上処分場の第1期のところですかね、の道路に対して、スラッグの撤去について、前の議会のときにも私もこれは何とか撤去させなければいかぬという思いは小池議員と全く同じであります。ただ、相手方の大同特殊鋼株式会社においても企業としての株主もおりますので、企業としての対応もあります。そういう中であって、市民、11万圏域の住民の命と暮らし、健康を守るために何とかしていききたいという思いは変わっておりません。とって、これを撤去を広域圏でして、組合でして、請求書を出したとして、これが担保できないということ、このことがあってもまたいけないと思います。しっかりと大同特殊鋼株式会社と交渉を重ねて、一日も早く撤去に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 撤去に向けて、管理者と共に一緒に歩んでいきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 何と言っていいかわかりませんが、やらなければ駄目です。私はそう思っています。事棟東村に関しては、この今の問題、私ら以上に相当なものが入っている。これは、個人のうちにも入っているのです。あのうちの傾いたやつを見てください。あんなかわいそうなあれはないです。これからも私は小野上処分場の問題、私自身はそれ以上のことを棟東村ではやっていかなければならない。我々のほうの議会もそれは理解しております。絶対やらなければ駄目です。終わります。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） やらなければならぬというところでは一致をしているようですけれども、費用負担をどうするのかという話もありました。私は、近くの住民の安心、安全を求めるといふのであれば、組合の費用で撤去する、皆さんが提案すればここにいる人たちは反対する人はいないと思います。みんな賛成します。そうして撤去して、その費用を製造者である大同特殊鋼株式会社であるとか、そこに搬入した、持ち込んだ丸太に求めると。いいではないですか、金かかったって。安全のほうが大事でしょう。だから、以前はそのことも管理者は検討するということ述べられましたので、まず広域組合で撤去して、そして費用は求める、そのことを提案しても、先ほどからしつこいですけれども、ここにいる議員は反対する人はいません。住民の安心、安全というのはお金では買えないと思います。ぜひそちらに考えを持っていくべきだというふうに思いますけれども、3人の正副管理者にこのことについて確認をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ご提案のことも含めて検討してまいります。

議長(望月昭治議員) 柴崎副管理者。

(副管理者柴崎徳一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) 管理者と共に協議していきたいと思っています。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) どういう答えを出すのかわかりませんが、事椋東村に関しては、これは先頭を切って、このスラグについてはやっていくことをここでお伝えをしたいというふうに思っています。全体的なことについて、私はそんなところまで考えられる頭を持っておりませんので、ここでやるかやらないかということと言えないのが残念ですが、私自身のほうの椋東村についてはそれをやる。そうしないと住民の命が守れません。以上です。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 議長、大変申し訳ないですが、前向きな意見を伺っているのです。ぜひここで難しい問題ではありませんから、この11万圏域内の住民の生命、財産を守るという意味で、ここで休憩をしてもらって、それでその間に3人で協議してもらって、それが調べれば撤去が決まるのですから、ぜひそこで協議して、統一した見解を出してもらいたいと思うのです。いかがでしょうか。

議長(望月昭治議員) 14番にお願いがございます。3人が協議をしても、今3人、管理者と2名の副管理者が答弁しているとおり、それ以上は今日のところは進まないと思います。まず、必ず撤去する方向性で毎日毎日頑張っているということを認識していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

14番。

14番(小池春雄議員) 議長、それも全く同じことを今年の2月の議会で聞いているのです。議長も聞いているでしょう。

議長(望月昭治議員) 聞いております。

14番(小池春雄議員) 一歩でも二歩でも進みましたか。去年も言っています。去年も聞いたでしょう。全然進んでいないではないですか。議長の任期だってもうすぐ終わるでしょう。ですから、何とかこれを脱しなければいつになってもこのままなのです。だって、このことを本当に諮って、議会の中で金がかかるからよせなんていう人はいないと思うのです。議会の皆さんは、同意していると思います。でも、私たちが足りないのは執行権ないのです。ですから、この3人が、よし、取りあえず撤去しようということになれば決定するのです。議長に休憩をもらって、その間に協議をもらって、またそれで会議再開すればいいではないですか。

休 憩

午後3時08分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

再 開

午後3時09分

議長（望月昭治議員） 再開いたします。

14番、小池春雄議員にお話をいたします。ただいま管理者3名の方にお話しした中に、やはり前回と同じような答えでありますけれども、この件については事務局長のところで大同特殊鋼株式会社に行ってお話をかけているのです。それで、今現状私が広域の事務局長と担当の人たちとお話を何回かお聞きしているのです。その中でいくと、今第1回目のエコ小野上処分場が終わった中で、一番上の平らなところをこういう事情でこういうふうこれから使っていきたいのだから、それについてこの道路上がり下りするについてスラグが入っているから、その撤去を大同特殊鋼株式会社にしたいのだというような。ちょっと止めておけ。私が思うことを言っているのだから。申し訳ないが。

（「ちょっと時計戻してくれよ」と呼ぶ者あり）

いや、戻さなくていいよ。そういう事情で今大同特殊鋼株式会社との話で、大同特殊鋼株式会社のほうもちょっと緩くなってきて、そういうちゃんとした経緯のお話を持ってきていただければそこで話に、エコ小野上処分場のところについては撤去するに相談に乗り得るお話があるのだと思います。その辺を局長にちょっと話させますけれども、私は担当の人と、3、4人、5人かな、5、6人か、と話を3回ぐらいいその件についてお話ししているのです。それで、14番が3人に寄ってもらってお話を決めて、あなたの胸の中は3人でお話しした中でその予算をつくって、それでそこだけ撤去して、それを進めてもらいたいと思っていることはよく分かるのです。それについて、その方向性を局長が何回も大同特殊鋼株式会社にも声かけているのをここで言わないから分からないから、それを答弁させますから、一応聞いて、管理者3名についてはやはり寄って話をしてもまとまる話ではないというお話でありますから、ちょっとその辺はご了解いただいて、事務局長のお話をちょっとお話しさせます。日にちは定かではないけれども、3回ぐらい私は話を。

事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいま議長からお話がございました。1点だけちょっと訂正させていただきたいのですが、エコ小野上と議長おっしゃっていましたが、旧小野上処分場の搬入路の部分でございませう。2月14日付で県に対して要請をして以降も、大同特殊鋼株式会社と3回ほど私どものほうで交渉を行っております。内容につきましては、旧処分場につきましては既に埋設が終了して、事後利用の段階にそろそろ入ってくると。その段階で、住民の皆さんが利用するに当たって安心して利用できる方法はどうかということで大同特殊鋼株式会社と相談をしております。大同特殊鋼株式会社といたしましては、現在の状況では撤去の費用の負担には応じられないということでおっしゃっておりますので、その条件がどのように変わったら交渉に乗っていただけるかということで少しずつ具体的なお話をさせていただいていると

ころでございます。大同特殊鋼株式会社につきましても一般企業ということで、上層部に説明がつかないと出せない、向こうの都合でございますけれども、おっしゃっておりますので、その辺のところ私どものほうとどこまでどういうふうにしたら負担がいただけるかということで、今年度も3回ほどお話をさせていただいているところでございます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 私は、そんなできない言い訳なんか聞きたくないです。そうではないです。廃棄物は、だって廃棄物処理法の中では、これは撤去、片づけのほかには何かあるのですか、法律が。そこで散らかしておき、存置なんていうのがあるのですか。存置なんて応急処置です。法律はもう撤去、片づけです。それ以外の法律はないです。そこ勘違いしないでください。それから、また大同特殊鋼株式会社をお願い、お願いの話ではないでしょう。不法行為をしているのは向こうでしょう。そっちにお願いをするのですか。泥棒に頭を下げるような話だから勘弁してください。どっちが悪いのですか。ひっぱたかれた人に謝っているのかい。そんな間の抜けた話はないでしょう。だから、そんな話だから、いつになっても撤去できないのです。そんなぬるいこと言っていれば、この11万圏域内の人たちの生命、財産は守れないです。また同じことがどこで発生するか分かりません。だから、気のきいたところはどんどん、どんどん撤去を求めて、県内でも大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグが使われたところというのはどんどん撤去されているのではないですか。国道17号にあったスラグだって撤去しているのではないですか。撤去が進んでいないのはこの辺だけなのです。それは、何でかといったらお願いだからなのです。お願いではなくて、そちらが入れたものだから撤去してくれと、これは廃掃法に違反するのだと、撤去を求めると、そうして求めてもそれをやらないから、だったら住民の安全を守るためにこの3か市町村で、広域組合でお金を出して片づけようではないですか。片づければいいではないかという提案をしても、それさえもできないのですか。私は、誠に残念ではしょうがないです。もう少し正副管理者が踏み込んだ回答が出るかと思ったのです。私は、この中で本当に広域の議員が、いや、それは嫌だと言う人はいないと思うのです。嫌々しているのは、執行のほうなのです。どければいいではないですか、こんなものは。それが排出者責任であったり、管理者責任、どっちかに求めればいいではないですか。なぜそれを求められないのですか。大同特殊鋼株式会社から金でももらっているのですか。そうでなければどんどんできるでしょう、そんなものは。撤去を求めると、害があるのだと、困ると。何でそういう態度に出られるのか、心配でしたら議員それぞれ皆さんに聞いてみてください。こういう提案したらあなたたち反対しますかと、半分以上が賛成だと言えばそれで撤去できるのです。逆に聞きたいと皆さんのほうから議会で求めたらどうですか、どうですかと。反対ないと思います。嫌々しているのは執行の側と思うのですけれども、どうですか。正副管理者、もう一度答えてください。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 撤去をすることが好ましいと私も思いますけれども、やっぱり圏域住民の11万人の皆さんおりますから、そういった負担についてもしっかりと議論して進めていかなければいけないと思っております。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

(副管理者柴崎徳一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) 正副管理者会議の中でしっかり協議したいと思っています。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 回答をよしたほうがいいかなとは思っているのですが、私は恨みがあるので、渋川市に対して。なぜああいう協定を結んで、私はあの協定を、皆さん知っていますよね。渋川市が入って、県とかそういう中で協定を結んだ。私は、それが群馬県全体に通じると思ったのです。大同特殊鋼株式会社のほうへ聞いたら、それもよく分からなかったのですが、渋川市のほうはあれは3つで決めてやった。だから、榛東村は関係ないのだというやり方です。吉岡町も関係ないのです。それが、大同特殊鋼株式会社に利用されているような気がするのです。私は今まで言わないで怒り心頭で、渋川市にこれはこのことに対して本当に恨みがあります。なぜ渋川市だけ入って、榛東村、吉岡町は入れてくれないのだと。私は、本当にそういうことに対しては、今初めて皆さんの前で渋川市に恨みがあるということをおっしゃっていただきましたけれども、なぜ我々と一緒に仲間に入れてくれないのですか。それ入れてもらっていただければ、また私の話も違った、相手も違ったというように思うのです。それ以上言うのはよしましょう。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 一定の回答を得ましたけれども、しかしまだ議会が賛成をしても執行のほうはまだ渋い顔をしている。これが事実です。これでは撤去は進まないのです。再度また近いうちにこの問題について大同特殊鋼株式会社であるとか、搬入者である丸太に対して、この広域組合で撤去をして、そちらに請求するのだということをお真剣になってぜひとも協議していただきたいということをおねがひします。それと、これはあくまでも産業廃棄物ですから、産業廃棄物はその場に置いていいなんていう法律はないです。前に渋川市のどなただったかの話は、名前は知っているけれども、忘れちゃったけれども、この方が庭先にちょっと廃棄物を入れて逮捕されたことがありましたよね。そういう代物なのです。同じものでちょっと庭先に埋めたら逮捕される人がいれば、堂々とそこらに散らかしておいて、しらばっくれておいて、それでこちらのほうから何とか片づけてくださいと頭を下げていて何の罪も問われない、こんなことが本当にあっているのですか。よくないでしょう。そういうこともしっかり考えて、ぜひとも、そうでないと先ほど真塩副管理者のほうからもありましたけれども、榛東村にも大きな問題があります。一事が万事です。このことの解決なしにしてほかのところの解決もできないです。これを突破口にして、渋川広域圏にある違法な廃棄物は撤去しようという考えにぜひとも立っていただきたい。そして、早急に3者協議を何回でも重ねてほしいということをおねがひします。

時間も限りがありますので、これで2問目の質問に移りますけれども、先ほど言いましたように今度は吉岡町に番が回ってきます。面積にしまして4ヘクタール、そして今の予算ですと44億円かかる。こんなことをまた続けて、この考えは今小野上にある処分場と同じ考えです。しかし、時代はこんなに変わっているのです、カーボンニュートラルであるとか、SDGsであるとか。このままでは地球がもたないといっているので、CO₂を削減しましょうという機運が高まっている。ですから、今まで行ってきたことをまた15年後も、小野上に最終処分場ができて、15年後にも同じことを繰り返しては能がないでしょう。時代がこん

なに変更しているのです。そして、皆さんもお手元のところに、先ほど議長の許可を得ましてそれぞれの先進地事例のものを提出させていただきました。吉岡町議会で最近行ってきたのは、ここに記しましたハザカプラントというのですけれども、これはまずは分別収集を進めることによって残飯も減るし、今官営で行っております排水汚泥もここに投入できます。多少の細かいビニールとか、そういうものが入っても、これもみんな分解、発酵できます。このことによって、量が今の処分の、私は恐らく10分の1、20分の1に減らすことが可能と思うのです。分別収集すれば燃やすものも減ります。この中には、燃した灰も投入できるのです。ハザカプラントのこの方法でやると、その中に入った最後に残る灰も半分は鉄だということです。ここでは、灰の半分を投入していますから、焼却灰を、その分けたものは鉄は鉄として売っているという話でした。ですから、皆さんが今までの考え方を変えるということがまず大事。そして、ここにありますもう一件のヨコタ東北というのは、これは私たちが日常使っております食品トレーです。食品トレーは、これは5層にフィルムが貼ってあります。それを1枚剥がせばまた再利用が可能、手も汚さずに再利用が可能だということで、これは新庄市を中心としてその辺の7か市町村ぐらいいでもまとめてやっているところがありますし、全国でもこれが大変ヨコタ東北広がっておりますので、ぜひこのことも参考にさせていただきたい。そして、またここにあります、上勝町というのが徳島県にありますけれども、ここは廃棄物をいわゆる45の品目に分別収集をしております。渋川市、吉岡町、榛東村、これは群馬県35市町村の中のけつから2番目、3番目、5番目の数ですよ。全く遅れているのです。それで、十何%でしたか、群馬県の圏域では、リサイクル率が16%ぐらいしかない。群馬県内の中で一番低いのです。これでもう本当に汚名ですよ。これは改善しなければならない。しかし、これで示しました徳島県の上勝町はリサイクル率80%です。日本で1番です。こういう市町村もあるのです。

今までこれも管理者が言ってこられた3R、リサイクル、リユース、リデュース、今は5Rと5つぐらいにまた分けているようでありましてけれども、そういうふうに徹底して分別収集して、それでもったいないと、リユース、また再利用するということに、このことで徹底的に進めばごみは減らせるのです。そうすれば、今度は吉岡町に来るこれだって、吉岡町に持ち込む焼却灰だって、本当に真剣にやれば10分の1、20分の1にすることは可能なのです。それが再生可能な社会でしょう。でも、今私は本当に残念なのが、吉岡町に来るのがまた同じ考えで同じ規模のものを、同じようなものをまたつくろうとしている、7年後、8年後先に見ても同じ考えでいるのです。どこかで真剣になってそれを考えてくれないと、脱炭素社会なんていうのは実現しないです。地球の温暖化も止まらないです。皆さんがそういう動きをすることによって、住民の意識が変わるのです。ですから、どこで始めるかというのは、やはり広域圏が先頭に立って音頭を取るによって減量化するわけですから、ぜひともそのことは真剣に考えていただきたいというふうに思いますけれども、今るる申し上げましたけれども、このことを踏まえて今後の広域組合の在り方をぜひ真剣に考えていただきたい。この前もこのことは質問しましたけれども、まだ進んでいません。もう少なくとも、新年度が始まります、そこでは用意ドンでスタートできるように、しっかりとしたスタート、そしてまた7年、8年後に進めた吉岡町の焼却処分場の在り方も再度考え直す。この分別収集、カーボンニュートラルを目指したまちをつくるのだということになれば変わります。そのことによって費用もすごく減らすことも可能です。それぞれの正副管理者のご意見をお尋ねしたいと思いますけれども、ぜひ聞かせてください。管理者と同じ考えですというようなつまらない回答をしないで、もう少し真剣になった回

答をぜひしてください。お願いします。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ごみの減量化に向けての取組をもっと一生懸命、積極的にというお話でありました。全く私も同感でございます。渋川圏域、吉岡町、榛東村のことはちょっと状況は分かりませんが、渋川市は群馬県の中で1人当たりのごみの排出量が一番多い、悪いということですかね、温泉地も抱えておりますので、そういった特殊事情もありますけれども、いずれにしてもごみの排出量が多い都市でございます。何とかしてこのごみの排出量を減らしたいと思っております。それには、いろいろなことを市民の皆さんの協力をいただかなければなりません。ごみを少しでも減らすために、もったいない条例というのをつくって食べ残さない、そういうところから始め、そして今取り組んでおりますフードドライブ、余ったものを欲しい人に差し上げますというのですか、そういった身近なことから取り組んでいかなければいけないと思っております。さらに、いろいろ小池議員が研究されて、あるいは先進地で調査されておりますようないろいろな取組がなされております。そういったことを研究をして、取り入れていくということも大事であると思えます。最終処分場だけではなくて、五輪平の清掃工業、これも今非常に厳しい状況にあります。延命化のための措置もしていかなければなりません。こういったことは、なかなか広域圏ということですので、市町村単位になりますと分からないところもあります。ただ、これはそれぞれの市町村に住んでいる一人一人に負担がかかってくることでありますので、そういったことをしっかりと理解を求めていくことが大事だと思っております。小池議員のご提案等も含めて、積極的に取り組んでまいりたいと思えます。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 先ほど小池議員からの資料を見させていただきました。一通りちょっと目を通しただけなのですが、また改めてしっかりと見させていただいて、それらを参考にこれからの吉岡町がそれこそ最終処分場当事者でございます。これからの新しい施設をつくるには、SDGsに即した施設づくりでなくてはならないと思っております。当事者町長として、また広域の副管理者としてしっかりと協議をしていきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 渋川市長、吉岡町長と同じ考えでございます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それぞれの正副管理者の決意を伺いましたけれども、それを受けて広域全般で仕事をしているのはやはり広域組合の事務局です。広域の事務局、この事業主体である皆さんがこの前も言っていましたね、ボトムアップだと。皆さんがどなた以上にも研究、研さんを積んで、いや、すごいですねと、この渋川広域圏というのは脱炭素社会に向けて取組が前向きだと、日本中から渋川広域圏に視察に行きましょうと言われるような組合づくりだと思うのです。どこの市町村でもそうです。視察の多いところは先進地事例、これから私たちがまた視察に来月行くようでもありますけれども、それだって先進地事例で

すよね。それを参考にするわけですから。ですから、私たちも多くの皆さんが見習って、ごみのことなら
渋川広域圏ですよと言われるような広域ができるかというのは皆さんの能力にかかっているのです、事務
局長こちらを見て。聞こえていますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう態度で臨んでほしいのです。それで、くどく言っていますけれども、本当に同じものが吉岡町
へ来るのではなくて、形を変えて全く処理方法を変えた、そしてスモールでまさにSDGs、カーボンニ
ュートラル、こういう時代の要請に応じたものをつくれるか、つukれないかというのは、そこにお座りに
なっている皆さんの力にかかっているのです。それをやり遂げるといふ決意はありますか。日々の仕事に
追われるということもあるでしょう。しかし、それも仕事と思うのです。よし、やっておるのではないか
というぐらいの決意があったらぜひ示してください。いかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 循環型社会の形成につきましては、ごみ処理の減量化等に非常に大きく関わってま
います。事務局としてもいろいろな方法を提案させていただいて、正副管理者にご検討していただくよ
うに頑張りたいと思います。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 私もう少し力強いというか、私たちが夢を持てるような回答が得られると思っ
たのですが、急に言われても無理かもしれませんけれども、でも以前にも言っているのです。出してい
るのです、そういう取組をしてくれと。これは、本当に喫緊の課題ですから、真剣になって取り組んで
いただきたい。

残すところ時間ももう僅かになりましたけれども、先ほど言いました鉄鋼スラグ撤去の問題もそうです。
皆さんがこれは廃掃法の中で、処分法で決められているのです。大同特殊鋼株式会社にお問い合わせする
ものではないのです。撤去しろと、勝手に置いていったわけだから。スラグを入れましたけれども、基準を
超えているスラグを入れてもよろしいですかと行って入れていったのではないです。しらばっく
入れていて、出したほうは知っているのです、基準値を超えているというのは。後になって分
かったわけではないです。出したときは知っているのです。そのことをしらばっく
置いていくわけですから、ということは最初から違法行為というものを承知で向こうがや
っているのですから、だから撤去するのが当たり前だという立場に立って対応しな
ければ、いつになってもこんなものは撤去できないです。皆さんがし
っかりしなければ駄目なのです。相手が違法行為を承知でやっているのです。で
すから、こっちは正面から堂々と、県がそんなようなことを言ったら、県の
廃棄物・リサイクル課にもあなたたちもう少し勉強したほうがいいよと。法
治国家なのだから、全て法律に基づいて物事は運営されているのです。ぜひ
このことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（望月昭治議員） 以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了します。

閉 議

午後3時41分

議長（望月昭治議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（望月昭治議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましてはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げます各議案について慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決を賜りました。ありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の来年度予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと存じます。

現在新型コロナウイルス感染症につきましては、警戒レベルが1へ移行しております。ワクチン接種も4回目が実施されておるところであります。今後も新しい生活様式を取り入れながら、社会経済活動を再開していく所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（望月昭治議員） これをもって令和4年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 望 月 昭 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 茂 木 弘 伸

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 石 倉 一 夫

議 員 全 員 協 議 会

(10月25日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
閉 会	6

令和4年10月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和4年10月25日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	金谷康弘	議員	2番	清水健一	議員
3番	山崎正男	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	8番	中澤広行	議員
9番	山崎雄平	議員	10番	茂木弘伸	議員
11番	須田勝	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	監査委員	田中誠
監査委員局長	土屋輝夫	事務局長	木村毅
消防長	星野光一	副消防長兼 消防署長	南安彦
副消防長兼 警防課長	山田知巳	消防本部長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	総務課長	熊迫奈緒美
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーン センター所長	永井茂久	消防本部長	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長	石田徹
消防本部総務課 庶務係長	藤木雅	企画財政係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士	事業課管理係長	

事務局職員出席者

書	記	長	平	澤	和	弘	書	記	都	丸	健	一
書		記	鶴	卷	大	輔	書		石	坂	勝	義

開 会

午後3時47分

議長（望月昭治議員） これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

この際、傍聴人についてお諮りいたします。傍聴の申出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

管 理 者 挨 拶

議長（望月昭治議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 本日は、10月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本日はご報告いたしますのは、インボイスに伴う手数料改定関係が1件、サントリーとの包括連携協定関係が1件であります。内容につきましては事務局長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

報 告 事 項

議長（望月昭治議員） 報告事項（1）、インボイス制度導入及び手数料等改定（案）についての説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） それでは、インボイス制度の導入及び手数料等料金改定（案）につきましてご説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。1の概要であります。令和5年10月1日より消費税の仕入れ税額控除の方式が適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に変わることに伴い、関連する条例につきまして所要の改正を行う必要があります。インボイス制度では、適格請求書等に

取引の正確な消費税額と消費税率を記載し、交付することとされておりますので、今回予定しております改正によって各手数料や使用料につきまして消費税額の取扱いについて明確にしたいと考えております。あわせまして、手数料等につきましては長年維持をしておりましたが、施設の維持管理費の増加や今後の新施設整備等を見据え、改定を行いたい考えでございます。

2の改正予定の条例等でございますが、(1)、渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例から(6)、職業訓練センター条例施行規則までの3つの条例及びそれぞれの施行規則となります。なお、施行規則の改正につきましては書式の改正が主なものとなります。

3の手数料等料金改定(案)でございますが、3ページをお願いいたします。今回の手数料等改定(案)の早見表となっております。

上段、廃棄物処理手数料案につきましては、現在内税で20キログラムにつき300円だったものを外税で10キログラム当たり200円に改定する予定でございます。

中段、しらゆり聖苑式場等利用料金は内税であったものを外税とする予定であります。式場使用料につきましては、改定前の料金では遺族控室と併せて4万円でありましたが、改定後の案としましては式場3万5,000円、遺族控室5,000円で、合わせて4万円の外税とする予定であります。なお、ご遺体などの火葬費は非課税でありますので、今回の改定はございません。

下段、職業訓練センター利用料金は内税であったものを外税とする予定であります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。4の今後のスケジュールでございますけれども、本日の議員全員協議会で報告の後、令和5年2月議会で議案の上程を行い、施行期日は令和5年10月1日としたいと考えております。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項(2)、サントリーホールディングス(株)等との包括連携協定の進捗状況についての説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) それでは、渋川市、吉岡町、榛東村、渋川地区広域市町村圏振興整備組合とサントリーとの包括連携協定につきましてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。現在渋川市、吉岡町、榛東村及び広域組合はペットボトルの水平リサイクルを通じ、循環型社会の形成などを目的としてサントリーホールディングス株式会社、以下サントリーと申し上げたいと思います、との包括連携協定の締結準備を進めさせていただいております。

現在までの進捗状況につきましてご説明をさせていただきます。1の包括連携協定の事項でございます

けれども、①、環境保全・循環型社会の形成に関すること、②、地域振興に関すること、③、教育に関すること、④、防災・災害対策に関すること、⑤、その他協議して必要と認める事項の5項目につきまして協定の締結に向け協議を進めているところでございます。広域組合といたしましては、このうち環境保全・循環型社会の形成に関することにつきまして協議を進めております。具体的には広域組合に搬入されましたペットボトルをボトルt o ボトル、水平リサイクルすることにより、二酸化炭素排出量の低減や環境負荷低減に取り組むことができないか協議を進めているところでございます。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。ペットボトルは、これまで主にペットボトル以外の素材に再生をされてまいりました。再生された素材は、最終的には焼却処理などされ、完全な循環型リサイクルとは言えませんでした。しかし、近年ペットボトルからペットボトルへリサイクルすることが可能となりました。これを水平リサイクルと呼んでおります。ペットボトルの水平リサイクルは、新たな原料を使用せず、何度もペットボトルとして再生ができます。4ページをお願いいたします。この水平リサイクルを行うことは、ひいては地球温暖化や海洋汚染の防止に寄与し、脱炭素社会や循環型社会の形成がなされ、SDGsの取組となることが期待されます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りをください。少々具体的なこととなりますけれども、2の売却価格についてでございます。現在ペットボトルは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、略しまして容リ協と申しますが、こちらを通して再商品化事業者に売却をしております。売却価格や売払い先は、容リ協が行う入札により決定をされております。今回サントリーと包括連携協定を締結し、サントリーの指定する再商品化事業者に売却する場合、価格は容リ協の売却価格を下回らないよう現在価格交渉を行っているところであります。

2ページをお願いいたします。3の今後についてでございますが、現在包括連携協定全般の協議につきましては渋川市が主体となって進め、組合はボトルt o ボトル水平リサイクルに係る取引方法や売払い単価等についてサントリーと協議をしているところであります。構成市町村一体となりまして、今年中に協議を取りまとめ、協定を締結したいと考えております。

以上で説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、角田喜和議員。

13番（角田喜和議員） 1点質疑をさせていただきます。

水平リサイクルで今まではまとめて扱っていたものが、今度直接サントリーの関係企業に売却されるということですか。そのときの単価が、今リサイクル法でこの業者に渡っているより価格が下がらないということでもいいのか。あとはこれをすることによって、今まで排出していた地域住民に何か変わることがあるのか、今までどおりキャップを外してよく洗ってということだけでいいのか、もっとリサイクルできるような周知徹底を図る必要があると思うのですけれども、その辺については協議の中でどのようにしていくのか、それだけお願いします。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 包括連携協定を結ぶことによって、ペットボトルの排出の方法等が変わるかという

ご質疑かと思ひます。現在ペットボトルは、清掃センターにおいてまとめておひまして、そこから容器包装リサイクル協会が入札をして、その業者が搬出をするところになっておひますけれども、こちらの包括連携協定をするとサントリーホールディングスが指定をする業者が受け取りに来て、そちらに持っていくという形になります。また、地域住民の皆様がペットボトルを出すに当たって何か変わるかといひますと、何も変わらない。私どものほうの清掃センターの排出先が変わってくるという形になるかと思ひます。

議長（望月昭治議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉 会

議長（望月昭治議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時